

令和元年度

豊橋市障害福祉 ガイドブック

くらたあ

豊橋市役所

福祉部 障害福祉課

令和元年6月

☆ くらたあをご覧の皆様へ ☆

身体障害者手帳・療育手帳が交付されますとさまざまな福祉サービスが利用できるようになります。

この「くらたあ」は、主なサービスとその手続方法などについて掲載していますので、必ずご一読ください。

「くらたあ」が皆様に活用され、少しでも日常生活のお役に立てば幸いです。

なお、内容につきましては、令和元年6月現在の制度に基づいて作成しています。

ご不明な点等ございましたら、市役所障害福祉課までお問い合わせください。

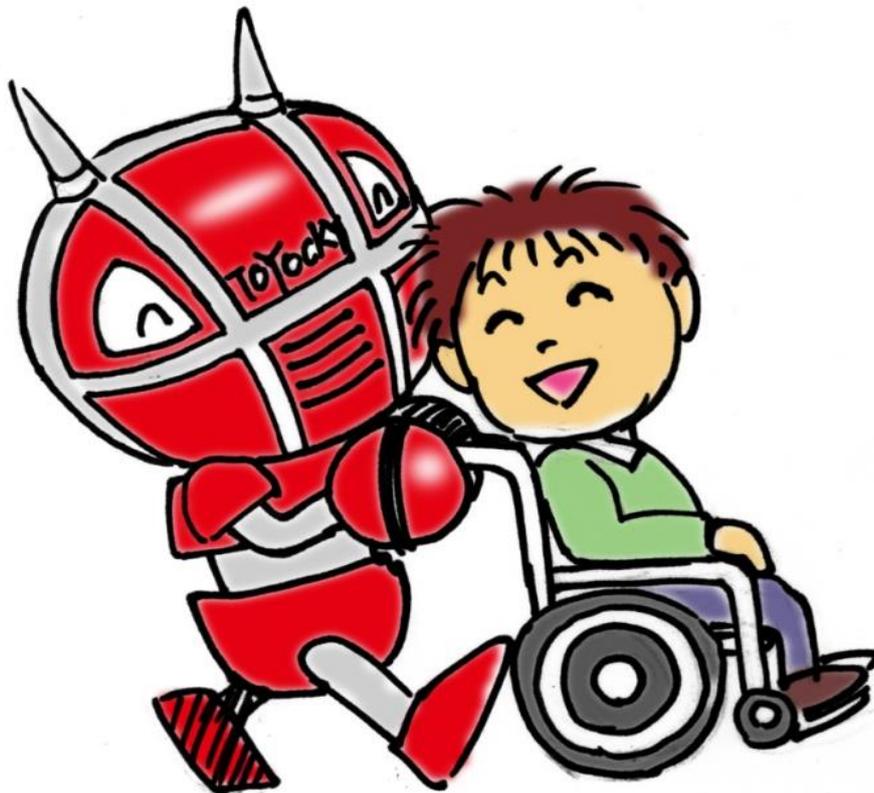
なお、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方は本紙とは別に「豊橋市精神保健福祉ガイドブック」をご覧ください。

【豊橋市役所 障害福祉課】

TEL: 0532-51-2345 FAX: 0532-56-5134

E-mail: shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp

[くらたあ] = スウェーデン語で「福祉アドバイザー」を意味する「kurator」をアレンジしました。



障害者(児)に対する主な福祉サービス

身体障害

障害部位・等級 サービス名・掲載ページ	視覚障害						聴覚障害				平衡機能		音声言語 そしゃく		制限		重複 制限
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	所得	施設 入所	介護 優先
豊橋市障害者扶助料	4	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		有	
在宅重度障害者手当	4	◆	◆				◆							有	有		
特別障害者手当	5	◆												有	有		
障害児福祉手当	5	◆	◆											有	有		
障害基礎年金・障害厚生年金	6	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有			
特別児童扶養手当	6	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆	◆	◆	有	有		
心身障害高校生奨学金	7	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有			
所得税・住民税の軽減	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
自動車税の減免	10	◆	◆	◆	◆		◆	◆			◆	◆					
軽自動車税の減免	11	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				
鉄道旅客運賃の割引	13	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				
国内線航空旅客運賃の割引	13	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				
バス運賃の割引	14	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				
交通助成券	15	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				
障害者タクシー料金助成券	16	◆	◆	◆													
有料道路通行料金割引	17	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				
駐車禁止除外指定車標章	18	○	○	○	◆		○	○			○						
自動車運転免許取得費の助成	19						○	○	○	○	○	○	○				
自動車改造費の助成	19													有			
障害福祉サービス	20	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			有	
障害児通所支援	23	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			有	
移動支援	25	◆	◆	◆	◆	◆										有	
日中一時支援	25	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			有	
訪問入浴サービス	26														有	有	
補装具費の支給	28	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有		有	
日常生活用具費の支給	30	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			◆	◆	◆			有	
住宅改修費の支給	37	◆	◆	◆										有		有	
公営住宅の家賃減額	38	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆	◆	◆	有			
公営住宅の優遇入居	38	◆	◆	◆			◆	◆	◆		◆	◆	◆				
障害者医療費受給者証の発行	39	○	○	○			○	○			○		○				
後期高齢者福祉医療	40	○	○	○			○	○			○		○				
自立支援医療(更生医療)	41											◆	◆				
母子父子家庭等医療費助成	42	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有			
NHK受信料の全額免除	47	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有			
NHK受信料の半額免除	47	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆								
心身障害者扶養共済制度	50	◆	◆	◆			◆	◆	◆		◆		◆				

※ この早見表は、さまざまなサービスの中から、よく利用のあるものについて、障害部位・等級上で受けられるか否かを、わかりやすいように表にしたものです。

◆印については、障害部位、等級、所得、施設入所等で制限のあるものです。

サービスを受けたい方は、申請前に本文に一度目をお通しください。

障害者(児)に対する主な福祉サービス

身体障害

障害部位・等級 サービス名・掲載ページ	肢体不自由															制限		重複 制限			
	上肢(脳原性上肢)						下肢(脳原性移動)						体幹機能			所得	施設 入所		介護 優先		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3					5	
豊橋市障害者扶助料	4	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		有	
在宅重度障害者手当	4	◆	◆																有	有	
特別障害者手当	5	◆																	有	有	
障害児福祉手当	5	◆	◆																有	有	
障害基礎年金・障害厚生年金	6	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有		
特別児童扶養手当	6	◆	◆	◆	◆														有	有	
心身障害高校生奨学金	7	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有		
所得税・住民税の軽減	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
自動車税の減免	10	◆	◆																		
軽自動車税の減免	11	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
鉄道旅客運賃の割引	13	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
国内線航空旅客運賃の割引	13	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
バス運賃の割引	14	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
交通助成券	15	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
障害者タクシー料金助成券	16																				
有料道路通行料金割引	17	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
駐車禁止除外指定車標章	18	○	○																		
自動車運転免許取得費の助成	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
自動車改造費の助成	19	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有		
障害福祉サービス	20	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			有
障害児通所支援	23	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			有
移動支援	25																				有
日中一時支援	25	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			有
訪問入浴サービス	26	○	○																	有	有
補装具費の支給	28	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有		有
日常生活用具費の支給	30	◆	◆																		有
住宅改修費の支給	37																		有		有
公営住宅の家賃減額	38	◆	◆	◆	◆														有		
公営住宅の優遇入居	38	◆	◆	◆	◆																
障害者医療費受給者証の発行	39	○	○	○	◆	◆	◆	○	○	○	◆	◆	◆	○	○	○	◆				
後期高齢者福祉医療	40	○	○	○	◆	◆	◆	○	○	○	◆	◆	◆	○	○	○	◆				
自立支援医療(更生医療)	41	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
母子父子家庭等医療費助成	42	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有		
NHK受信料の全額免除	47	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	有		
NHK受信料の半額免除	47	◆	◆																		
心身障害者扶養共済制度	50	◆	◆	◆																	

※ この早見表は、さまざまなサービスの中から、よく利用のあるものについて、障害部位・等級上で受けられるか否かを、わかりやすいように表にしたものです。

◆印については、障害部位、等級、所得、施設入所等で制限のあるものです。

サービスを受けたい方は、申請前に本文に一度目をお通しください。

障害者(児)に対する主な福祉サービス

知的障害

障害部位・等級 サービス名・掲載ページ		難病	療育手帳			制限		重複 制限
			A	B	C	所得	施設 入所	
豊橋市障害者扶助料	4		◆	◆	◆		有	
在宅重度障害者手当	4		◆			有	有	
特別障害者手当	5		◆			有	有	
障害児福祉手当	5		◆			有	有	
障害基礎年金・障害厚生年金	6		◆	◆	◆	有		
特別児童扶養手当	6		◆	◆		有	有	
心身障害高校生奨学金	7		◆	◆	◆	有		
所得税・住民税の軽減	9		○	○	○			
自動車税の減免	10		◆					
軽自動車税の減免	11		◆	◆	◆			
鉄道旅客運賃の割引	13		◆	◆	◆			
国内線航空旅客運賃の割引	13		◆	◆	◆			
バス運賃の割引	14		◆	◆	◆			
交通助成券	15		◆	◆	◆			
障害者タクシー料金助成券	16		◆	◆				
有料道路通行料金割引	17		◆					
駐車禁止除外指定車標章	18		○					
自動車運転免許取得費の助成	19							
自動車改造費の助成	19					有		
障害福祉サービス	20	◆	◆	◆	◆			有
障害児通所支援	23	◆	◆	◆	◆			有
移動支援	25		◆	◆	◆			有
日中一時支援	25	◆	◆	◆	◆			有
訪問入浴サービス	26						有	有
補装具費の支給	28	◆				有		有
日常生活用具費の支給	30	◆	◆					有
住宅改修費の支給	37					有		有
公営住宅の家賃減額	38		◆	◆		有		
公営住宅の優遇入居	38		◆	◆	◆			
障害者医療費受給者証の発行	39		○	○				
後期高齢者福祉医療	40		○	○				
自立支援医療(更生医療)	41							
母子父子家庭等医療費助成	42		◆	◆	◆	有		
NHK受信料の全額免除	47		◆	◆	◆	有		
NHK受信料の半額免除	47		◆					
心身障害者扶養共済制度	50		◆	◆	◆			

※ この早見表は、さまざまなサービスの中から、よく利用のあるものについて、障害部位・等級上で受けられるか否かを、わかりやすいように表にしたものです。

◆印については、障害部位、等級、所得、施設入所等で制限のあるものです。

サービスを受けたい方は、申請前に本文に一度目をお通しください。

◆ も く じ ◆

1. 手帳について	
A. 身体障害者手帳	1
B. 療育手帳	1
C. 各種届出	2
2. 手当・年金等の支給	
A. 豊橋市障害者扶助料(市の手当)	4
B. 在宅重度障害者手当(県の手当)	4
C. 特別障害者手当(国の手当)	5
D. 障害児福祉手当(国の手当)	5
E. 愛知県特別障害者手当(県の手当)	5
F. 障害基礎年金、障害厚生年金の支給	6
G. 特別児童扶養手当の支給	6
H. 児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当	6
I. 心身障害高校生奨学金、入学準備金の支給	7
J. 心身障害者技能習得奨励金の支給	7
▽ 施設入所・通所者への手当支給一覧表	8
3. 税金の減免	
A. 所得税、市民税・県民税の軽減	9
B. 相続税の障害者控除および扶養信託契約に係る贈与税の非課税	9
C. 自動車税の減免	10
D. 軽自動車税の減免	11
E. 自動車取得税の減免	12
4. 交通運賃の割引	
A. JR・私鉄等鉄道旅客運賃の割引	13
B. 国内線航空旅客運賃の割引	13
C. バス運賃の割引 (豊鉄バス・コミュニティバス)	14
D. タクシー料金の割引	15
E. 交通助成券(5,000円分)の配布	15
F. 障害者タクシー料金助成券(15,000円分)の配布	16
G. 有料道路通行料金の割引	17
5. その他の交通面のサービス	
A. 駐車禁止除外指定車標章	18
B. 自動車運転免許取得費の助成	19
C. 自動車改造費の助成	19
6. 在宅サービス	
A. 障害者総合支援法による障害福祉サービスについて	20
B. 児童福祉法による障害児通所支援について	23
C. 地域生活支援事業によるサービスについて	25
ア. 移動支援	25
イ. 日中一時支援	25
ウ. 訪問入浴サービス	26
エ. 視覚障害者歩行訓練	26
オ. 地域活動支援センター	26
カ. 安心生活支援事業(生活体験)	27
キ. 居住サポート事業	27

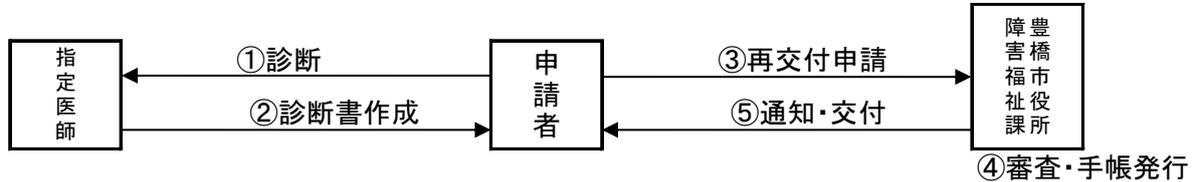
7. 補装具・日常生活用具	
A. 補装具費の支給	28
B. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	29
C. 日常生活用具費の支給	30
D. 車いすの貸し出し	36
8. 住宅	
A. 住宅改修費の支給	37
B. 公営住宅の家賃減額	38
C. 公営住宅の優遇入居	38
9. 医療	
A. 障害者医療費受給者証(マル障)の発行	39
B. 後期高齢者医療制度	40
C. 後期高齢者福祉医療費受給者証(マル福)の発行	40
D. 自立支援医療(更生医療)の給付	41
E. 母子父子家庭等医療費助成	42
10. 各種相談	
A. 愛知県東三河児童・障害者相談センター	43
B. 豊橋市こども発達センター	43
C. 障害児・療育問題の相談	43
D. 障害者就業・生活支援相談	44
E. 障害者相談支援事業	44
F. さくらピア相談事業	46
11. その他	
A. NHK放送受信料の免除	47
B. 豊橋市内の施設入場料の減免	47
C. 手話通訳者・要約筆記者の派遣	48
D. FAX119番・eメール119番の登録	48
E. FAX110番・Web110番の案内	49
F. インターネットテレビシステムによる手話通訳	49
G. 携帯型磁気ループシステムの貸し出し	49
H. さくらピア スポーツ・文化教室	49
I. ビギンの点字パソコン教室・料理教室	49
J. 心身障害者扶養共済制度	50
K. 避難行動要支援者支援事業	51
L. 携帯電話料金の割引	51
M. 救急医療情報キット配布事業	52
☆. 介護保険制度と障害福祉サービスについて	53
▼. ふろく	
◎ 豊橋市内諸施設案内	
◎ 身体障害者手帳の見方	
◎ 療育手帳の見方	
◎ 障害者マークの紹介	

1. 手帳について

A. 身体障害者手帳(障害福祉課:51-2345)

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性)・内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓)に永続的な障害があり、身体障害者福祉法に基づく1~6級相当の障害のある方に対して、障害があることを証明する手帳です。障害程度の変更・追加・再認定による見直しなどを除いて、原則、手帳の更新はありません。

●障害の程度が変更した場合



【申請に必要なもの】

- ◇診断書(※指定医師作成のもの) ◇みとめ印 ◇写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
- ◇マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード ◇本人確認書類(免許証など)

※ 診断書は所定の様式のものでの受付となります。市役所障害福祉課(東館1階 ⑪番窓口)又は豊橋市民病院 総合受付にお立寄りいただくか、障害福祉課のホームページからダウンロードをお願いします。

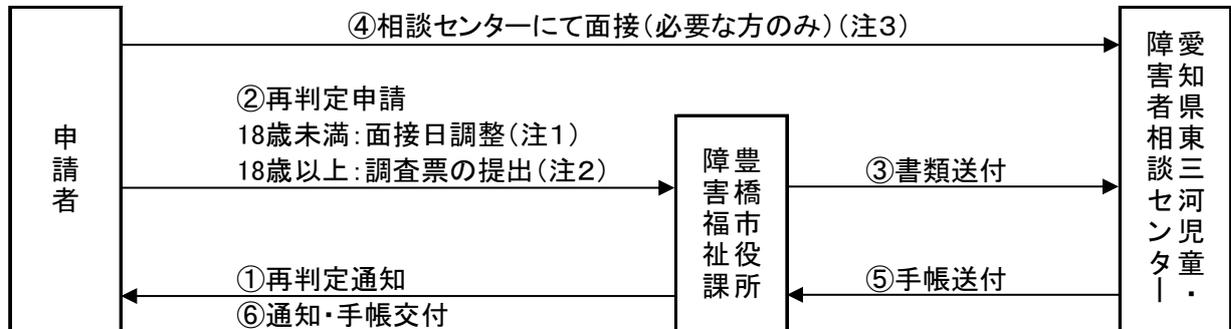
※ 指定医師とは、身体障害者福祉法第15条により都道府県知事等から指定を受けている医師です。

B. 療育手帳(障害福祉課:51-2345)

18歳になる以前に知的な遅れがみられる方に対して交付される手帳です。知的障害の程度により、重度(愛知県ではA判定)、中度(B判定)、軽度(C判定)に分かれます。年齢・状況等に応じて、必要な期間ごとに、再判定が必要です。判定は愛知県東三河児童・障害者相談センター(東三河総合庁舎内)で行います。なお、初めて療育手帳を申請する場合、障害福祉課(51-2345)までご連絡ください。

●再判定の時期が近くなったら…

市役所からお知らせいたしますので、再判定年月までに更新の手続きをお済ませください。



(注1) 面接の日程は、市役所障害福祉課で上図②の再判定申請をしていただく際に愛知県東三河児童・障害者相談センターと調整し決定します。

(注2) 18歳以上の方は、調査表の提出による書面判定が基本となります。ただし、面接が必要となる場合があります。

【申請に必要なもの】

- ◇療育手帳 ◇みとめ印 ◇写真1枚(たて4cm×よこ3cm)

※ 18歳以上の方で面接が必要となる場合

- ① 18歳以上になって、初めて再判定を受ける方
- ② 前回の判定で、愛知県東三河児童・障害者相談センターから次回再判定で面接が必要とされた方

各種届出(身体障害者手帳)

★ すべての手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳(「手帳を紛失・破損してしまった場合」を除く)
- ・みとめ印
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ・本人確認書類(免許証など)

届け出内容	手続きに必要なもの (★以外に必要なもの)	手続き内容
手帳を紛失・破損してしまった場合	・写真1枚 (たて4cm×よこ3cm)	手帳を再交付することができます。 ※即日交付はできません。 ※手帳ができるまでの間、所持証明を発行できます。(所持証明ではお使いいただけないサービスもありますので、ご注意ください。)
居住地・氏名が変わった場合	★記載のもの	手帳に居住地・氏名が記載されていますので、変更手続きが必要です。
手当の振込の口座を変更する場合	・新しい口座のわかるもの(預金通帳など)	障害者本人名義の口座であれば、振込先を変えることができます。
手当の受給資格がなくなった場合	★記載のもの	施設入所等で手当の受給資格がなくなった場合、手当喪失の手続きが必要です。
県内の市町村へ転出する場合	・新しい口座のわかるもの(預金通帳など) ※未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。	転出先の市町村でもご利用いただけます。手帳の居住地変更は転出先の市町村役場で手続きを行ってください。 市の手当が支給されている方は喪失届が必要です。
県外の市町村へ転出される場合	・新しい口座のわかるもの(預金通帳など) ※未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。	他県においてもそのまま使用できます。手帳の居住地変更は転出先の市町村役場で手続きを行ってください。 市の手当、県の手当(名古屋市への転出を除く)が支給されている方は喪失届が必要です。
障害者が死亡した場合	・相続人(住民票上同一世帯の方に限る)の口座番号のわかるもの(預金通帳など) ※お持ちの方は、障害者医療費受給者証等の医療受給者証もご持参ください。	手帳の返還・手当の喪失・受給者証の喪失の手続きが必要です。

※ 上記のすべての手続きは窓口センター等ではできません。

各種届出(療育手帳)

★ すべての手続きに必要なもの

- ・療育手帳(「手帳を紛失・破損してしまった場合」を除く)
- ・みとめ印

届け出内容	手続きに必要なもの (★以外に必要なもの)	手続き内容
手帳を紛失・破損してしまった場合	・写真1枚 (たて4cm×よこ3cm) ・本人確認書類 (保険証など)	手帳を再交付することができます。
居住地・氏名が変わった場合	★記載のもの	手帳に居住地・氏名が記載されていますので、変更手続きが必要です。
手当の振込の口座を変更する場合	・新しい口座のわかるもの (預金通帳など)	障害者本人名義の口座であれば、振込先を変更することができます。
手当の受給資格がなくなった場合	★記載のもの	施設入所等で手当の受給資格がなくなった場合、手当喪失の手続きが必要です。
名古屋市以外の県内の市町村へ転出する場合	・新しい口座のわかるもの(預金通帳など) ※未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。	転出先の市町村でもご利用いただけます。手帳の居住地変更は転出先の市町村役場で手続きを行ってください。 市の手当が支給されている方は喪失届が必要です。
名古屋市および県外の市町村へ転出される場合	・新しい口座のわかるもの(預金通帳など) ※未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。	他県(名古屋市含む)の手帳に作り直す必要があります。 また、作り直す際に再度判定を行う必要がある場合がありますので、事前に転出先の市町村役場にご相談ください。 市の手当、県の手当(名古屋市への転出を除く)が支給されている方は喪失届が必要です。
障害者が死亡した場合	・相続人(住民票上同一世帯の方に限る)の口座番号のわかるもの(預金通帳など) ※お持ちの方は、障害者医療費受給者証等の医療受給者証もご持参ください。	手帳の返還・手当の喪失・受給者証の喪失の手続きが必要です。

※ 上記のすべての手続きは窓口センター等ではできません。

2. 手当・年金等の支給

A. 豊橋市障害者扶助料(市の手当)(障害福祉課:51-2345)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(65歳以上で新たに取得された方を除く)にはその等級に応じて市の扶助料が支給されます。(一部、支給制限があります。)

(月額)	
身体1級・精神1級 A判定・合併	4,200円
身体2級	3,200円
身体3級・精神2級 B判定	2,300円
身体4級	1,500円
身体5級・6級 精神3級・C判定	1,000円

合併とは … 身体障害者手帳2～4級と療育手帳のB判定の両方を所持している方
又は
身体障害者手帳2～4級と精神手帳2級の両方を所持している方

原則、こちらの手当は手帳の受け取りの際に申請していただきます。

手帳の交付により自動的に支給されるものではありませんのでご注意ください。

手当の支給開始は、申請日の翌月分からとなります。

通常、年に4回(2月、5月、8月、11月の10日。支給日が金融機関休業日の際はその前日になります。)に分けて金融機関へ口座振込で支給されます。

手当は定期支給月に申請日の翌月分から定期支給月の前月分までが支給されます。

◆ 市の手当が支給されない方

- ① 豊橋市内に登録がない方(住民登録があっても、手帳の住所変更をしていない場合は手当が支給されませんので、速やかに住所変更手続きをしてください。)
- ② 施設(老人ホーム・身体障害者療護施設・知的障害者更生施設など)へ入所されている方
… 別表「施設入所・通所者への手当支給一覧表(P.8)」を参照してください。
- ③ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を65歳以上で新たに取得された方

▽ 銀行・信用金庫等の福祉定期預金はこの手当の支給のみでは対象となりませんのでご注意ください。

B. 在宅重度障害者手当(県の手当)(障害福祉課:51-2345)

特別障害者手当受給者・障害児福祉手当受給者・経過的福祉手当受給者、施設入所者、長期入院者(3ヶ月以上)、および身体障害者手帳・療育手帳を65歳以上で新たに取得された方を除く重度障害者に支給されます。

本人および扶養義務者に所得制限がありますので受給できない場合があります。

施設(老人ホーム・身体障害者療護施設・知的障害者更生施設など)へ入所されている方につきましては、受給資格がありません。現在受給中の方で、施設に入所される方は喪失の手続きが必要となります。

※ 別表「施設入所・通所者への手当支給一覧表(P.8)」を参照してください。

◇ 該当する障害とは … 身体障害1～2級、IQ35以下
身体障害3級かつIQ36～50(合併)

1種(身体障害1～2級かつIQ35以下) … 月額 15,500円

2種(身体障害1～2級又はIQ35以下、合併) … 月額 6,750円

手当の支給開始は、申請日の翌月分からとなります。

通常、年に3回(4月、8月、12月の25日。支給日が金融機関休業日の場合はその前日になります。)に分けて金融機関へ口座振込で支給されます。

豊橋市障害者扶助料等とは振り込まれる月が異なりますのでご注意ください。

★ 手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に所得状況届を提出していただく必要があります。

C. 特別障害者手当(国の手当)(障害福祉課:51-2345)

精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。

▽ 月額 27,200円

▽ 手当の支給開始は、申請日の翌月分からとなります。

通常、年に4回(2月、5月、8月、11月の10日。支給日が金融機関休業日の際はその前日になります。)に分けて金融機関へ口座振込で支給されます。

手当は定期支給月に申請日の翌月分から定期支給月の前月分までが支給されます。

☆ この手当は、施設入所者には支給されません。また、所得制限・長期入院制限(3か月以上)等の諸条件がありますので、受給に際しては市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へおたずねください。

★ 手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に現況届を提出していただく必要があります。

D. 障害児福祉手当(国の手当)(障害福祉課:51-2345)

心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

- ◇ 該当する障害 …
- ① おおむね身体障害1級、もしくは常時介護が必要な身体障害2級程度
 - ② IQ20以下
 - ③ 上記と同程度の障害又は病状(肝臓疾患、血液疾患等)で常時特別な介護が必要な方

▽ 月額 14,790円

▽ 手当の支給開始は、申請日の翌月分からとなります。

通常、年に4回(2月、5月、8月、11月の10日。支給日が金融機関休業日の際はその前日になります。)に分けて金融機関へ口座振込で支給されます。

手当は定期支給月に申請日の翌月分から定期支給月の前月分までが支給されます。

☆ この手当は、施設入所者には支給されません。また、所得制限等の諸条件がありますので、受給に際しては市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へおたずねください。

★ 手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に現況届を提出していただく必要があります。

E. 愛知県特別障害者手当(県の手当)(障害福祉課:51-2345)

特別障害者手当・障害児福祉手当に対して、加算して支給されます。

特別障害者手当受給の方

A種(身体障害1~2級かつIQ35以下) … 月額 6,850円

B種(身体障害1~2級又はIQ35以下) … 月額 1,050円

障害児福祉手当及び経過的福祉手当受給の方

A種(身体障害1~2級かつIQ35以下) … 月額 6,900円

B種(身体障害1~2級又はIQ35以下) … 月額 1,150円

F. 障害基礎年金、障害厚生年金の支給(国保年金課:51-2290、豊橋年金事務所:33-4111)

国民年金に加入している期間中などに国民年金法施行令に定める障害等級に該当する方に障害基礎年金が支給されます。また、厚生年金保険の被保険者が厚生年金法施行令に定める障害に該当する状態になったとき、障害厚生年金が支給されます。

なお、20歳未満で発症した障害に対して年金が支給される場合もありますので、詳しくは下記のお問い合わせ先でご確認ください。(所得制限あり)

障害基礎年金	1級	年額	975,125円
	2級	年額	780,100円

障害厚生年金 個々によって加算額は異なります。

年金の支給は偶数月の15日前後に指定の金融機関に口座振込の形で支給されます。

共済年金に加入されている方にも同様の障害年金があります。

年金における等級と身体障害者手帳・療育手帳の等級とは別のものですのでご注意ください。

※ 障害基礎年金、障害厚生年金は障害福祉課で申請・審査・支給するものではありません。

◆ 所得制限等、支給要件もありますので手続方法などは下記までおたずねください。

国民年金 … 豊橋市役所国保年金課(TEL. 51-2290~2292)

厚生年金 … 豊橋年金事務所 (TEL. (代)33-4111)

G. 特別児童扶養手当の支給(障害福祉課:51-2345)

心身に障害のある20歳未満の児童を育てられている方に支給されます。

◇ 該当する障害とは … 身体障害1~3級(一部4級も含む)程度
療育手帳A・B判定程度

身体障害1~2級又はA判定	月額	52,200円
身体障害3級(4級の一部も含む)又はB判定	月額	34,770円

通常、年に3回(4月、8月、11月の11日。支給日が金融機関休業日の際はその前日になります。)に分けて金融機関へ口座振込で支給されます。

☆ 所得制限等、支給条件がありますので、受給に関しては一度、市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へおたずねください。

★ 手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に所得状況届を提出していただく必要があります。

H. 児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の支給(こども家庭課:51-2320)

18歳以下の児童(一定の障害がある場合は20歳未満まで延長)を扶養している家庭で、父又は母が病気・障害により長期にわたって労働能力を失っているために、児童がその扶養を受けることができない場合は、上記の手当の支給対象になる場合があります。

手当の支給対象となるかは、父又は母の病気・障害の程度等によって決まります。
詳しくは市役所こども家庭課(TEL.51-2320 FAX.56-1705)へお問い合わせください。

I. 心身障害高校生奨学金、入学準備金の支給(障害福祉課:51-2345)

心身に障害のある高校生に奨学金を支給します。また心身に障害のある方が高校へ進学する場合、入学準備金を支給します。

奨学金 … 10,000円(月額)
入学準備金 … 17,500円(4月申請の新規入学者に対し1回限り)

☆ 高校には、盲学校・ろう学校・特別支援学校の高等部を含みます。

☆ 支給に関しては、所得制限等、受給資格要件がありますので、申請の際、市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へおたずねください。

【申請に必要なもの】… ・在学証明書(学生証ではありません)
・お持ちの手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳)
・みとめ印
・金融機関の預貯金通帳(本人名義のもの)

☆ 申請が認められると、奨学金は通常、年に3回(5月、8月、12月末)に分けて金融機関の口座に振り込まれます(※申請時期により支給開始月は異なります)。

J. 心身障害者技能習得奨励金の支給(障害福祉課:51-2345)

心身に障害のある方が就労に必要な技能を習得するため、専修学校または各種学校に就学している場合、技能習得奨励金を支給します。

奨励金 10,000円(月額)

☆ 支給に関しては、所得制限等、受給資格要件がありますので、申請の際、市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へおたずねください。

【申請に必要なもの】… ・在学証明書(学生証ではありません)
・お持ちの手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳)
・みとめ印
・金融機関の預貯金通帳(本人名義のもの)

☆ 申請が認められると、奨励金は通常、年に3回(5月、8月、12月末)に分けて金融機関の口座に振り込まれます(※申請時期により支給開始月は異なります)。

施設入所・通所者への手当支給一覧表

	障害者支援施設 (入所)	宿泊型 自立訓練施設	グループ ホーム	障害児入所施設 (入所)	児童発達支援 センター (通所)	児童養護施設
豊橋市障害者扶助料	×	○	○	×	○	×
愛知県在宅重度障害者手当	×	○	○	×	○	×
特別障害者手当	×	○	○	×	—	—
経過的福祉手当	×	○	○	×	—	—
障害児福祉手当	×	○	○	×	○	×
特別児童扶養手当	×	○	○	×	○	×
障害基礎年金	○	○	○	○	—	○

	高齢者施設		介護保険施設		医療
	養護老人ホーム (入所)	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	特別養護 老人ホーム (入所)	老人保健施設・介護医療院・療養型病床群 (入所)	入院
豊橋市障害者扶助料	×	×	×	○	○#
愛知県在宅重度障害者手当	×	×	×	×	▲
特別障害者手当	×	×	×	▲	▲
経過的福祉手当	×	×	×	—	○
障害児福祉手当	—	—	—	—	○
特別児童扶養手当	—	—	—	—	○
障害基礎年金	○	○	○	○	○

療養介護による入院は受給できません。

	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設	更生施設等	刑事施設等
豊橋市障害者扶助料	×	×	×	×	×
愛知県在宅重度障害者手当	×	×	×	×	×
特別障害者手当	—	—	—	×	—
経過的福祉手当	—	—	—	×	—
障害児福祉手当	×	×	×	×	—
特別児童扶養手当	×	×	×	×	×
障害基礎年金	○	○	○	○	×

※ あくまで、等級・所得状況等の受給条件を満たしていることが前提になります。

※ ▲印=3ヶ月以上の長期入院になりますと受給資格が無くなります。

※ 併給制限もありますので、○印についてすべて受給できるわけではありません。

【市内の施設 ※一部抜粋】 下記以外の施設も受給資格喪失対象施設であれば受給できません。

◆特別養護老人ホーム

王寿園 (小松原町)	常盤 (宮下町)
作楽荘 (王ヶ崎町)	真寿苑 (牟呂町)
永生苑豊橋 (大村町)	幸王寿園 (西幸町)
喜寿苑 (前芝町)	大清水彩幸 (東大清水町)
彩幸 (西赤沢町)	カサデヴェルデ (杉山町)
さわらび荘 (浪ノ上町)	倶楽荘 (川崎町)
第二さわらび荘 (野依町)	カサブランカ (三ノ輪町)
つつじ荘 (飯村町)	斯楽荘(しららそう) (石巻本町)
天伯 (天伯町)	高師王寿園 (高師本郷町)
やまなみ王寿園 (中原町)	谷川王寿園 (中原町)

◆軽費老人ホーム(ケアハウス)

若菜荘 (野依町)	ケアハウスかなだ (石巻町)	ケアハウスすこやかの里 (飯村町)
ケアハウス美光ハイム (王ヶ崎町)	ケアハウスくろしお (小松原町)	ケアハウス彩幸 (西赤沢町)
ケアハウスカサデローザ (野依町)		

◆障害者支援施設

珠藻荘 (野依町)	自由の杜 (老津町)
あかね荘 (野依町)	シーサイド吉前 (吉前町)
豊橋ちぎり寮 (高師町)	

◆老人保健施設

みのり (大村町)	ジュゲム (野依町)
赤岩荘 (多米町)	尽誠苑 (大脇町)
豊橋ケアセンター(嵩山町)	明陽苑 (八通町)
ベルビューハイツ(青竹町)	

◆介護医療院(介護保険制度による入院)

赤岩介護医療院 (多米町)

◆療養型医療施設(介護保険制度による入院)

福祉村病院 (野依町)
二川病院 (大岩町)

◆障害児入所施設

豊橋ゆたか学園 (高師町)
岩崎学園 (岩崎町)

3. 税金の減免

A. 所得税、市民税・県民税の軽減(豊橋税務署:52-6201、市民税課:51-2200)

本人・控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合、所得税、市民税・県民税において一人につき下記の所得控除(障害者控除)が受けられます。

所得税	…	障害者控除額	270,000円
		特別障害者に該当する場合	400,000円
市・県民税	…	障害者控除額	260,000円
		特別障害者に該当する場合	300,000円

※「特別障害者」とは、身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A判定です。

◆ 手続き方法等については、下記までおたずねください。

所得税	…	豊橋税務署	TEL. (代)52-6201
市民税・県民税	…	豊橋市役所市民税課	TEL. 51-2200～2207

B. 相続税の障害者控除および扶養信託契約に係る贈与税の非課税(豊橋税務署:52-6201)

障害者手帳を所持されている方について相続税と贈与税の減免を受けられる場合があります。税制改革により変更の可能性があるため、詳細については下記までおたずねください。

◆ 手続き方法等については、下記までおたずねください。

豊橋税務署	資産税課	第一部門	TEL. (代)52-6201
-------	------	------	-----------------

C. 自動車税の減免(愛知県東三河県税事務所:35-6130)

下記の条件・等級に該当する方はその税金が減免されます。

- ☆ 条件 … 1. 自動車の名義は障害者自身に限る。(下表の障害に該当する18歳未満の身体障害児・知的障害児、18歳以上のA判定の知的障害者については、生計を一にする方が所有する場合を含みます。)
2. 営業車以外で、普通自動車、軽自動車を通じて一人一台に限る。
- ☆ 等級 … 1. 障害者自身が運転をする場合と障害者の方と生計を一にする方が運転をする場合では減免の対象となる範囲が異なります。
2. 2つ以上の障害がある場合には、身体障害者手帳はそれぞれの等級より上位の等級が記載されることがありますが、減免にあたっては、それぞれの等級で判断しますので、必ずしも身体障害者手帳の等級とは同一ではありません。

自動車税が減免となる障害内容については、下記の表のとおりです。

障害区分	障害者自身が運転をする場合	障害者の方と生計を一にする方が運転をする場合
視覚障害	1～4級	1～4級
聴覚障害	2～3級	2～3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(注1)	—
上肢機能障害	1～2級	1～2級
下肢機能障害	1～6級	1～3級
体幹機能障害	1～3・5級	1～3級
内部機能障害	1～4級	1～3級
知的障害	—	A判定
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能1級～2級 移動機能1級～6級	上肢機能1級～2級 移動機能1級～3級

(注1)喉頭摘出による音声障害がある場合に限られます。

- ◇ 減免額 … 上限額45,000円まで全額免除(上限額を超える場合には上限額との差額分を納付していただきます。)

【自動車税減免の申請に必要なもの】

- 全員必要なもの … 身体障害者手帳・療育手帳・みとめ印・運転免許証(運転手の方)・自動車検査証(減免申請後に自動車を購入(登録)する場合は、購入(登録)後に自動車検査証を提示して下さい。)

○ 障害者と生計を一にする者が運転する場合

- ・ 運転者が障害者と同一世帯 … 障害者と運転者が記載された世帯全員・続柄入りの住民票
- ・ 運転者が障害者と同一世帯でない … 生計同一証明書
(市役所障害福祉課で発行)

☆ 生計同一証明書の発行には、障害者本人と運転者の続柄が確認できるもの(戸籍抄本等)が必要となる場合があります。また、生計を同一としている状況について確認をしますので、詳しくは申請前に市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)までおたずねください。

☆ 障害者の方が入院・入所中の場合は原則として減免の対象となりません。

☆ 自動車税の減免は、減免申請が自動車の登録前(新規登録)であれば当該年度から、登録後であれば翌年度から適用となります。

◆ 申請方法や適用条件等については、愛知県東三河県税事務所(TEL. 35-6130)までお問い合わせください。

D. 軽自動車税の減免(資産税課:51-2210)

下記の要件を満たす軽自動車等については、申請によって軽自動車税の減免が受けられます。

- ☆ 条件 … 1. 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けられている方のために使用する軽自動車等で、使用状況が下表に該当する方(手帳の等級は問いません。)
2. 普通自動車、軽自動車を通じて一人の障害者の方につき一台に限る。

	身体障害者手帳		療育手帳
	18歳以上	18歳未満	
納税義務者	・本人	・本人 ・生計を一にする方	・本人 ・生計を一にする方
運転者	・本人 ・生計を一にする方 ・常時介護する方	・生計を一にする方 ・常時介護する方	・本人 ・生計を一にする方 ・常時介護する方

※納税義務者とは … 原則軽自動車等の所有者ですが、使用者の場合もあります。

◇ 減免額 … 全額免除

◇ 申請期限 … その年度の軽自動車税の納期限までです。
納期限を過ぎると翌年度からの減免になります。

【軽自動車税減免の申請に必要なもの】

- ★ 全員必要なもの … ・障害者手帳、戦傷病者手帳(所持しているものすべて)
・自動車検査証(コピー可)
・運転者の運転免許証(コピー可)
・納税義務者の印鑑(みとめ印可)
・マイナンバーがわかるもの ※注1

※注1

★ 納税義務者が申請する場合 … マイナンバーカード(写し不可)若しくは下記のうちいずれか1つずつ

納税義務者の番号確認書類(写し可)	納税義務者の本人確認書類(写し不可)
・通知カード ・個人番号が記載された住民票	・運転免許証 ・旅券 ・在留カード ・障害者手帳(写真付のもの) 等

※マイナンバーカードの原本にかぎり番号と本人確認の双方が可能です。

★ 代理人が申請する場合 … 下記のうちいずれか1つずつ

納税義務者の番号確認書類(写し可)	代理人の本人確認書類(写し不可)	代理権確認書類(写し不可)
・マイナンバーカード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票	・運転免許証 ・旅券 ・障害者手帳(写真付のもの) ・在留カード 等	・納税義務者の障害者手帳等 ・自動車検査証 ・委任状

★ 障害者、納税義務者及び運転者が同一世帯でない場合に必要なもの

- … ・生計同一証明書
(市役所障害福祉課で発行)

★ 障害者のみで構成される世帯において、常時介護する者が運転する場合に必要なもの

- … ・常時介護証明書
(市役所障害福祉課で発行)

◆ 詳しくは市役所資産税課(TEL. 51-2210・2211)までおたずねください。

E. 自動車取得税の減免(問合せ先:下記◆のとおり)

障害をお持ちの方が、自動車を購入するとき、自動車の取得にかかる税金が減免されます。(軽自動車も対象となります。)

☆ 等級・条件などについては、おおむね自動車税の減免の際と同じです。

◇ 減免額 … 取得価額300万円に相当する税額まで全額免除(上限額を超える場合には上限額との差額分を納付していただきます。取得価額のうち障害者の方のための改造費については、減免上限額に加算されます。)

◆ 申請方法などは下記までおたずねください。

愛知県名古屋東部県税事務所豊橋駐在室

(豊橋市神野新田町字京ノ割18 TEL. (代)32-6771)

※ 軽自動車の申請方法については名古屋東部県税事務所

(TEL. 052-953-7865)

C. バス運賃の割引(豊鉄バス・コミュニティバス)(問合せ先:下記のとおり)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、会社線のバスを利用される際も、鉄道同様その運賃等が割引されます。

☆ 申請方法 … 運賃を払う際に手帳を提示してください。

会社区分 券の種類	豊鉄バス	「地域生活」バス・タクシー(コミュニティバス)
	第1種・第2種区分なし	第1種・第2種区分なし
乗車券	50%割引	障害者及び介護者1名50%割引
定期券	30%割引	—
回数券	50%割引	50%割引

※ 豊鉄乗合バスの場合、本人が要介護者と認められれば、障害者手帳の提示で介護者1名の運賃が半額になります。

☆ それぞれの会社により申請方法や割引範囲、割引率が異なる場合がありますので、詳しくはそれぞれの会社へお問い合わせください。

(問い合わせ先)

◇ 豊鉄バス(株)豊橋営業所 電話(0532)44-8410 FAX(0532)44-8419

◇ コミュニティバス

運行に関すること	豊橋市役所都市交通課		電話(0532)51-2620 FAX(0532)56-5108	
運行状況に関すること	東部東山線「やまびこ号」	東海交通(株)岩屋営業所	電話(0532)66-2431	
	「柿の里バス」	豊鉄タクシー(株)	電話(0532)56-5111	
	「しおかぜバス」 「かわきたバス」	東海交通(株)高洲営業所	電話(0532)31-8380	
	表浜タクシー 「愛のりくん」	細谷二川系統 細谷イオン系統 小沢二川系統 小沢イオン系統	東海交通(株) 岩屋営業所	電話(0532)66-2431
		高根芦原系統 豊南大清水系統	豊鉄タクシー(株)	電話(0532)56-5111

D. タクシー料金の割引(問合せ先:各タクシー会社)

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方がタクシーに乗車された場合、迎車料金を除く料金が1割引になるタクシー会社もありますので、詳しくはそれぞれのタクシー会社へお問い合わせください。

☆ 申請方法 … タクシー乗車の際、身体障害者手帳・療育手帳を提示ください。

☆ 自動車税・軽自動車税減免措置を受けている方もご利用いただけます。

E. 交通助成券(5,000円分)の配布(障害福祉課:51-2345)

6歳以上(就学前の児童は除く)の障害者の方へ年度に1回、下記の交通助成券をいずれかひとつをお渡しします。

☆申請方法

交付場所	交付期間(土日祝日、年末年始は除く)	必要なもの
市役所 障害福祉課	4月～翌年3月	障害者手帳(お持ちのもの全て) みとめ印(スタンプ式不可)
窓口センター	5月～12月	

※郵送でのお手続きは行いません。

※交付期間は年度によって変更する場合があります。詳しくは広報とよはしをご確認ください。

☆適用範囲

障害者交通助成券 (5,000円分)	<ul style="list-style-type: none"> ●渥美線 ●市電 ●「地域生活」バス・タクシー(東部東山線「やまびこ号」、 「柿の里バス」石巻西川・賀茂線、下条・森岡線、 「しおかぜバス」梅藪前芝線、表浜乗合タクシー「愛のりくん」、 「かわきたバス」)
障害者タクシー料金助成券 (5,000円分)	<ul style="list-style-type: none"> ●東海交通 ●ヨシダ交通 ●キングタクシー ●豊鉄タクシー ●個人タクシー協同組合 ●かけはし ●豊橋福祉タクシー ●まんとく福祉タクシー ●(有)東海福祉
元気バス購入助成券 (9,000円分) ※65歳以上に限る	<ul style="list-style-type: none"> ●豊鉄バス路線(一部除く) <p>※ 助成券は発売窓口(豊鉄バスセンター等)で元気バス(半年券)又は(1年券)とお引換えください。</p> <p>※ ただし、9,000円を超えた際の差額分は自己負担となります。</p>

F. 障害者タクシー料金助成券(15,000円分)の配布(障害福祉課:51-2345)

重度の障害(下記の障害に該当される方)をお持ちの方で、自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方に、年度に1回 タクシー料金助成券30枚(1枚500円分)を綴った助成利用券(車いす利用者にはさらに介護サービス券2枚(1枚1,200円分)がついています。)を1冊お渡しします。1回の乗車における利用枚数の制限はありません。

☆ 該当する障害とは … 身体障害者手帳 視覚障害、下肢障害、脳原性移動機能障害、
療育手帳 体幹障害、内部障害いずれかの1～3級
A・B判定

※ 上記障害内容を含んでいないと該当しませんので、重複障害のある方はご注意ください。

☆ 申請方法 … 4月以降に障害者手帳(お持ちのもの全て)とみとめ印(スタンプ式不可)をご用意いただき、市役所障害福祉課までお越しください。

※ 5月から12月までの間は窓口センターでも配布いたします。

※ 郵送でのお手続きは行いません。

※ 自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていないことを確認させていただくため、手帳をお持ちでない場合はお渡しできませんのでご了承ください。

☆ 適用範囲

障害者タクシー料金助成券 (タクシー用)	●東海交通 ●ヨシダ交通 ●キングタクシー ●豊鉄タクシー ●個人タクシー協同組合 ●かけはし ●豊橋福祉タクシー ●まんとか福祉タクシー ●(有)東海福祉
-------------------------	---

▼ 介護サービス券(1,200円券)とは

【使用できる方】

車いす利用者(ただし、単独乗車もしくは介護できない者と利用した際に限る)

【使用方法】

タクシーで目的地に着いた後などに、運転手(ホームヘルパー有資格者)から介護サービス(注1)を受けた場合に1回の乗車につき介護サービス利用料として1枚使用できます(タクシー料金助成券との併用可)。なお、通常のタクシー料金の支払には使用できません。

注1. 介護サービスとは、病院で診察室・病室等の移動の介助や買い物・散歩等をするために運転手に車いすを押してもらうサービスです。料金は30分で1,200円です。

☆ 適用範囲(車いすのまま乗れるタクシーの介護サービスにのみ使用できます)

障害者タクシー料金助成券 (タクシー用)	●東海交通 ●かけはし ●豊橋福祉タクシー ●まんとか福祉タクシー ●(有)東海福祉
-------------------------	---

G. 有料道路通行料金の割引(有料道路ETC割引登録係:045-477-1233)

身体障害者手帳(第1種及び第2種)または療育手帳(A判定)をお持ちの方が、通勤・通学・通院等の日常生活で有料道路を利用される場合、その通行料金が半額となります。

市役所障害福祉課等で事前に申請が必要です。料金は通常半額となりますが、端数が生じる場合は、ご利用になる有料道路の計算単位により10円単位又は50円単位で切り上げとなります。

☆ 対象者 : 「第1種、A判定」 … 障害者本人が運転するか、同乗すること

「第2種」 … 障害者本人が運転すること

☆ 自動車の範囲

営業車以外で、障害者本人あるいは配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車1台

※ レンタカー・タクシー・軽トラック・借用自動車・車検、修理等の代車等は対象となりません。

※ 手帳所持者と自動車所有者が住民基本台帳上別世帯の場合、続柄を確認するための証明書類が必要です。(※例:戸籍謄本など)

☆ 申請方法 … 市役所障害福祉課に申請
(ETCでの障害者割引を利用する場合は、市役所での申請後に有料道路事業者への申請も必要です。市役所での申請時に「ETC利用対象者証明書」と封筒をお渡ししますので、切手を貼って投函してください。ETCでの障害者割引が可能になるまでには2週間程かかります。)

☆ 申請に必要なもの(※変更や更新の都度、同様の書類が一式必要です)

◇ ETCを利用しない場合

① 身体障害者手帳または療育手帳

② 車検証

※ 自動車の所有者が障害者本人または同一世帯の親族以外の場合は以下の書類が必要です

・ 所有者が別世帯の親族の場合:障害者と所有者の関係が分かるもの(戸籍など)

・ 割賦購入・長期リースの場合:契約書(ローン終了後には所有者の名義変更が必要です)

③ 免許証(障害者本人が運転する場合)

◇ ETCを利用する場合

上記に加え

④ ETCカード(障害者本人名義のもの)※本人が20歳未満の場合は親権者名義も可

⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

割引を受ける要件を満たしている場合は、手帳の備考欄へ自動車登録番号等、割引有効期限の記載をします。

☆ 割引の対象となる有料道路(豊橋市周辺の主なもの)

東名高速道路・名神高速道路など

☆ 詳しくは割引申請時に窓口でお渡しする「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。ただか、有料道路ETC割引登録係:045-477-1233へお問い合わせください。

5. その他の交通面のサービス

A. 駐車禁止除外指定車標章(豊橋警察署:54-0110)

下記に該当する身体障害者・知的障害者が自動車を利用する際、法定禁止(交差点のすぐ近くなど)を除く駐車禁止の箇所でも駐車することができます。

手帳の種別	障害の区分		障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1級から4級の1(4級の2)
	聴覚障害		2級又は3級
	平衡機能障害		3級
	上肢機能障害		1級、2級の1又は2級の2
	下肢機能障害		1級から4級までの各級
	体幹機能障害		1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢機能	1級又は2級 (一上肢のみに運動機能障害 がある場合は除きます。)
		移動機能	1級又は2級(3級、4級)
	心臓機能障害		1級又は3級(4級)
	じん臓機能障害		1級又は3級
	呼吸器機能障害		1級又は3級(4級)
	ぼうこう又は直腸機能障害		1級又は3級
	小腸機能障害		1級又は3級
	免疫機能障害		1級から3級までの各級(4級)
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	
療育手帳	A判定		
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

※ 新規申請で「障害の級別」が()に該当する方又は上記の交付基準以外の方で指定医が歩行困難により社会での日常生活活動が著しく制限されると認定した場合は、医師の「意見書・診断書」(用紙は豊橋警察署交通課又は愛知県警察のホームページ)があれば交付されます。

☆ 申請方法 … 豊橋警察署交通課にて申請(平日の月～金曜日)
(TEL. (代)54-0110)

☆ 申請に必要な添付書類等

1. 身体障害者手帳等及びその写し
2. 指定医の「意見書・診断書」等(新規申請で「障害の級別」が()に該当する方、その指定医が歩行困難であるため日常生活活動が著しく制限されると認めの方)
3. 印鑑(身体障害者等ご本人の申請の場合は省略することができます。)
4. 身体障害者等の代理の方が申請する場合は関係を証明する書面等
※ 代理で申請ができるのは親族の方のみです。
5. 駐車除外標章は、「人」に対して有効な標章です。交付を受けた方が乗車していれば、車は限定されません。

B. 自動車運転免許取得費の助成(障害福祉課:51-2345)

身体障害者手帳をお持ちの方(視覚障害者を除く)が、就労などのため自動車学校・自動車教習所において技能習得し、第一種普通免許を取得した場合、その費用を助成します。

- ☆ 限度額 … 10万円まで
- ☆ 申請方法 … 免許取得後6か月以内に市役所障害福祉課に申請。
- ☆ 申請に必要なもの … 身体障害者手帳・みとめ印・運転免許証・預金通帳
実績証明書(教習所・自動車学校で発行されたもの)

C. 自動車改造費の助成(障害福祉課:51-2345)

身体障害者の方が就労などのため自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を補助します。

※ 改造が終わった後の申請、改造を開始した後の申請は、一切認められません。

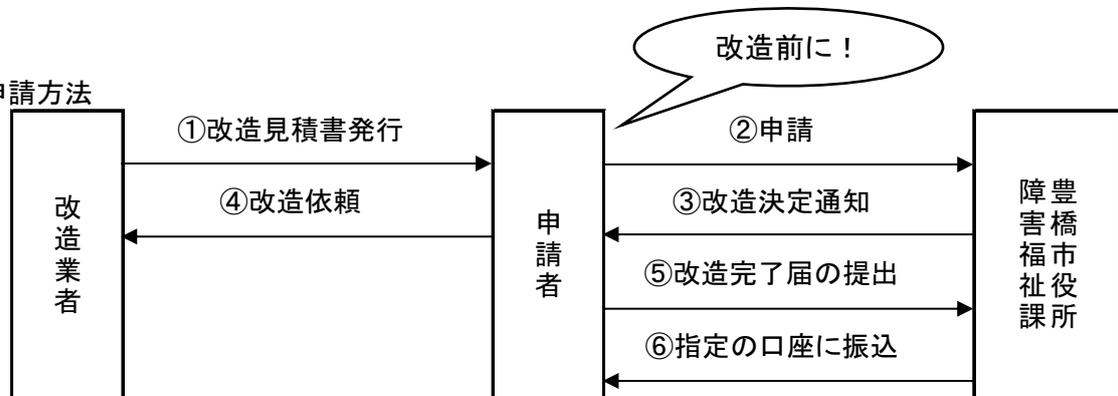
※ 所得制限がありますので、申請前に障害者手帳を持参して市役所障害福祉課へお越し下さい。

- ◇ 対象者 … 身体障害者手帳(肢体不自由)の交付を受けた方で、道路交通法に規定する「免許の条件」が付いている方

※ 免許の条件がない方は、愛知県東三河免許センター(TEL. 0533-85-7181)で条件テストを受け、免許に記載がされた後にご申請ください。

- ◇ 限度額 … 10万円まで

☆ 申請方法



① 改造を依頼する業者に見積書を発行してもらう

② 市役所障害福祉課に申請 … 身体障害者手帳、みとめ印、見積書(改造部分のみ、非課税のもの)、改造部品のパンフレット、預金通帳、運転免許証
申請に必要なもの

③ 補助金助成が決定、通知

④ 改造依頼、改造開始

⑤ 改造完了届等の提出 … 車検証、領収書(改造部分のみ、非課税のもの)、
提出で必要なもの 写真2枚(改造部分とナンバーが写った車全体の写真)

⑥ 指定の口座に補助金を振込

6. 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業

A. 障害者総合支援法による障害福祉サービスなどについて(障害福祉課:51-2347)

障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害、難病患者等)にかかわらず、障害のある方が安心して地域で自立した生活を送れるよう、「障害者総合支援法」という共通の制度により障害のある方に必要なサービスを提供します。

1 主な障害福祉サービス

【訪問系サービス】

～自宅での暮らしを支援するために～

○ 居宅介護(ホームヘルプ)

障害者・障害児の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、通院介助といった支援を行います。

○ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の行動障害を有する知的障害者あるいは精神障害者で常時介護を必要とする方に、身体介護、家事援助、外出支援を行います。

～外出を支援するために～

○ 行動援護

知的障害または精神障害により行動に著しい困難を有する方に、外出支援を行います。

○ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

【日中活動系サービス】

～昼間の活動を支援するために～

○ 生活介護

常時介護が必要な障害者で、入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動、生産活動等を行うことにより、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護等を提供します。

～介護する家族などを支援するために～

○ 短期入所(ショートステイ)

障害者・障害児を家庭で介護されている方が、疾病・休養・所用等で一時的に介護できなくなった場合、夜間も含めて指定事業所にて介護します。

【施設系・居住系サービス】

～住まいの場で生活を支援するサービス～

○ 施設入所支援

自宅での生活が難しいため、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事の支援を行います。

○ 共同生活援助

地域で共同生活を行う方に、住居における相談や日常生活での援助を行います。また、入浴、排せつ、食事などの介護が必要な方には、介護サービスも行います。

○ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

【訓練・就労系サービス】

～自立や就労を支援するサービス～

○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練(日常生活訓練)を行います。

- 就労移行支援
一般企業での就労を希望する65歳未満の障害者の方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労継続支援(A型・B型)
一般企業等での就労が困難な方に、生産活動、その他活動機会の提供やその他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
- 就労定着支援
就労系サービスから一般就労へ移行した方が、就業に伴う環境変化や生活面の課題に対応できるように、企業や自宅訪問、来所などにより必要な支援を行います。
就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行なうサービス

2 相談支援について

◎ 特定相談支援

相談支援専門員が、障害福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成及び同計画に関する支援や調整などを行います。

○ 地域移行支援

施設に入所又は長期間精神科に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。

○ 地域定着支援

居宅において、単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。

3 障害福祉サービスの事業所について

別冊の「障害福祉サービス事業所等一覧」をご参照ください。

4 申請のできる方

- ・ 概ね、18～64歳で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者（国の定める対象疾病）の方
 - ・ 障害児の保護者
- ※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない場合でも、支援を必要とする方であれば利用が可能となることもあります。ただし、医師の診断書等、書類の提出を要する場合がありますので、詳細は障害福祉課にご相談ください。

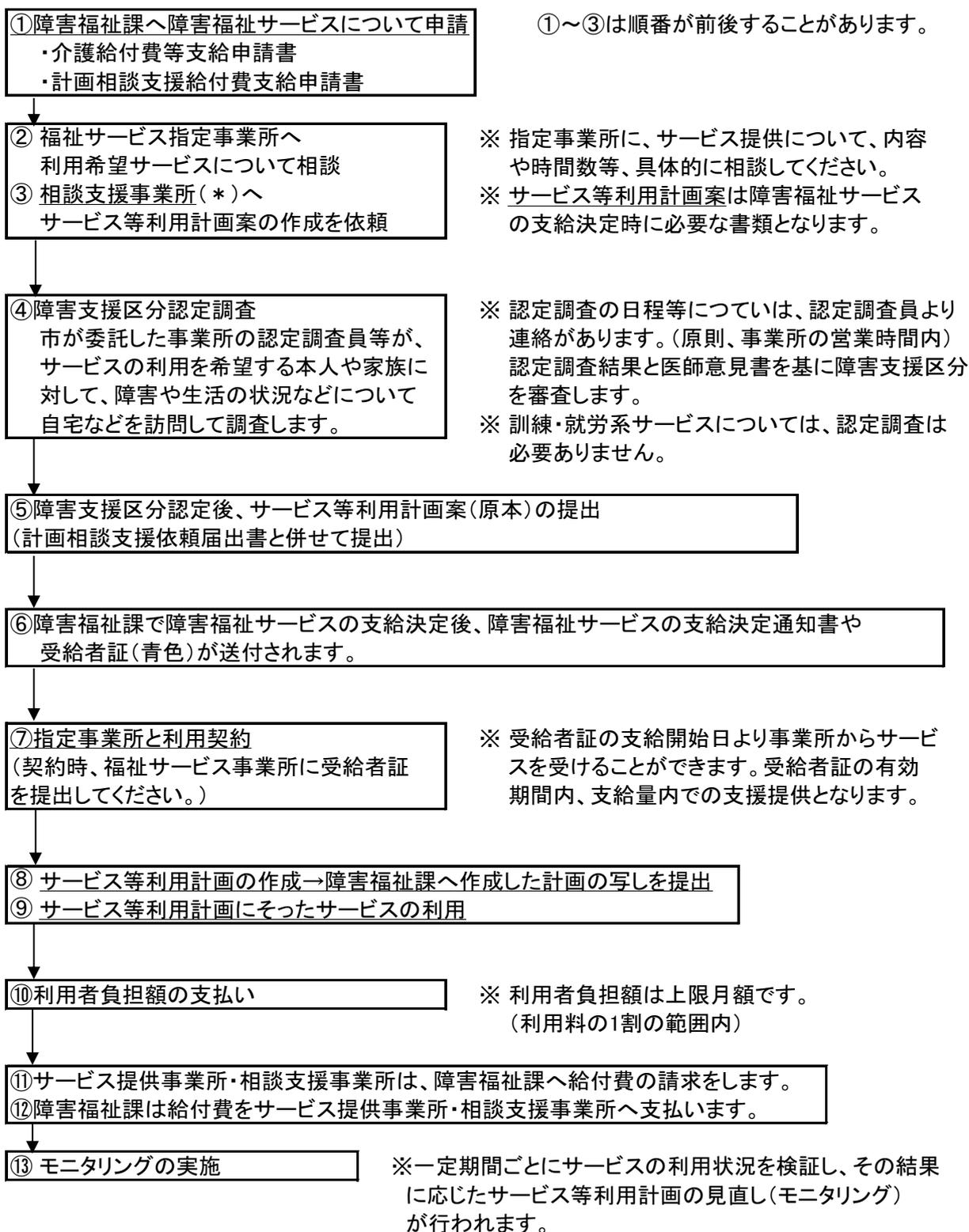
- ◆ 65歳以上の身体障害者・知的障害者および40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する方は、要介護認定を受けた上で介護保険サービスをご利用いただくこととなります。詳細は市役所長寿介護課(TEL 51-3130 FAX56-3810)にご確認ください。ただし、障害福祉サービス固有のサービスと認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等については、利用することができます。また、介護保険での支給量では不足する場合や要介護認定において非該当と判定された場合は、サービス等利用計画案を提出し、必要と認められる場合には利用することができます。

5 障害福祉サービスの申請方法

身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(介護保険の要介護認定を受けている方)、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードをご用意いただき、できるだけ障害者の方ご本人がお越しください。

- ※ 本人及び世帯の状況・収入・資産等のわかる資料が必要となる場合がありますので、詳しくは市役所障害福祉課(TEL. 51-2347 FAX. 56-5134)へお問い合わせください。

6 利用にあたっての流れ



* どの相談支援事業所へ相談してよいか分からない場合には、とよはし総合相談支援センター
ほっとぴあ(56-4111)へご相談ください。

☆ 利用者負担

負担が増えすぎないように、所得に応じた上限月額(サービス利用料の1割の範囲内)が決められていま
す。すべてのサービスにおいて、食費や光熱水費は全額自己負担(※)となります。

※ 低所得の方を対象とした軽減制度がありますので、詳しくは障害福祉課へお問合せください。

B. 児童福祉法による障害児通所支援について(障害福祉課:51-2347)

障害のある児へ身近な地域での支援、障害特性に応じた専門的な支援を基本に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応、生活能力の向上、社会との交流の促進等を「児童福祉法」のもとで医療機関や保育施設、児童相談所などと連携・協力して提供していきます。

1 障害児通所支援について

○ 児童発達支援

身近な療育の場として、通所利用の障害児やその家族等を含めた地域支援を行います。

○ 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え治療の提供も行います。

○ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

○ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、生活能力向上のための訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進します。

○ 保育所等訪問支援

支援員が保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、通所利用の障害児に対して集団生活適応のための専門的な支援を行います。

2 障害児相談支援について

◎ 相談支援専門員が、障害児通所支援事業を利用する際に必要な障害児支援利用計画の作成及び同計画に関する支援や調整などを行います。

3 障害児通所支援の事業所について

別冊の「障害福祉サービス事業所等一覧」をご参照ください。

4 申請のできる方

・ 障害児の保護者

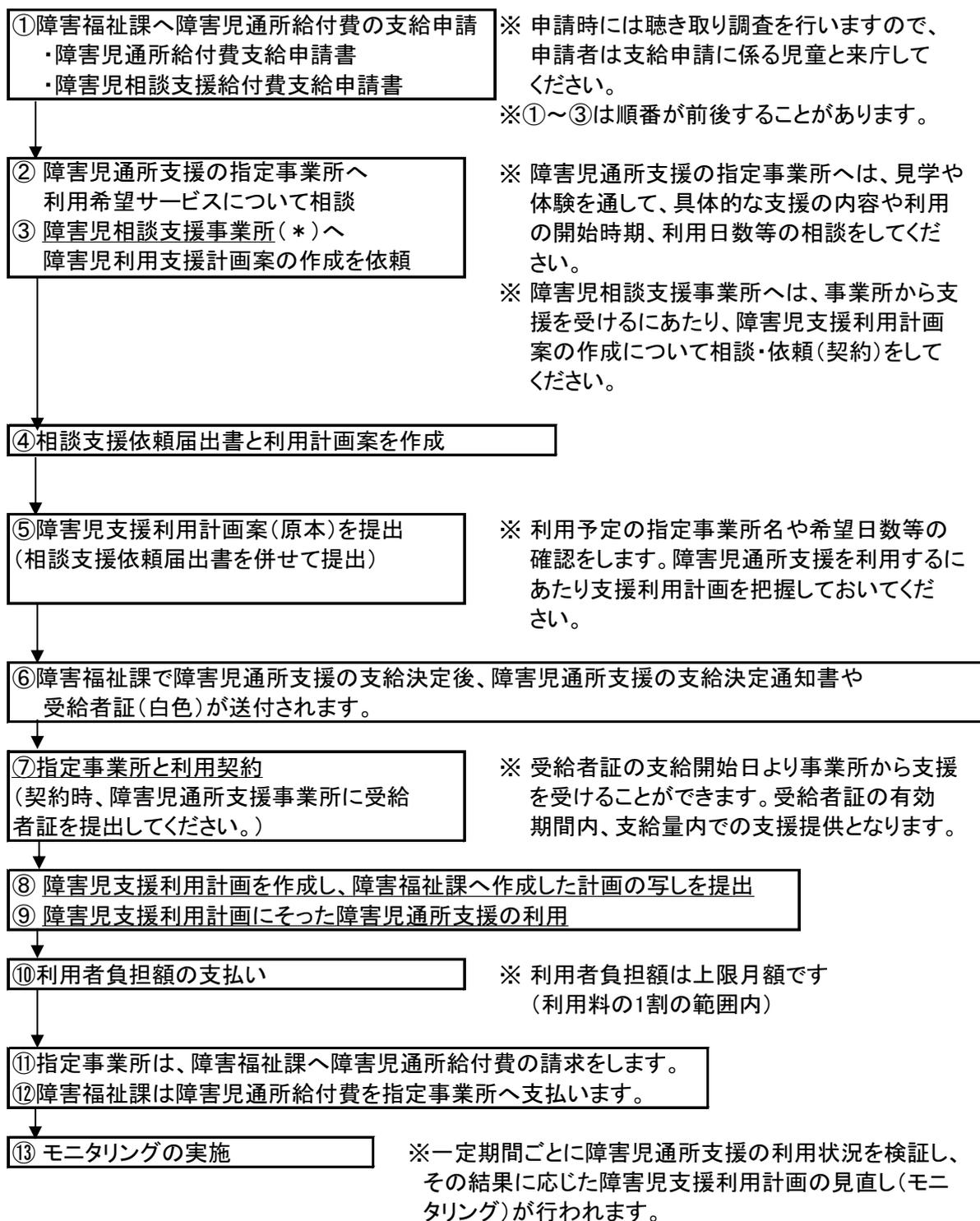
※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳未満の方の他、難病、発達障害の診断を受けたなど、支援を必要とする18歳未満の方も利用が可能です。
ただし、手帳をお持ちでない方は、医師の診断書等書類の提出が必要となりますので、詳細は障害福祉課にご相談ください。

5 障害児通所支援サービスの申請方法

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードをご用意いただき、申請支給に係る児童(支援を受ける本人)とお越しく下さい。

※ 世帯全員の収入・資産等のわかる資料が必要となる場合がありますので、詳しくは市役所障害福祉課(TEL. 51-2347 FAX. 56-5134)へお問い合わせください。

6 利用にあたっての流れ



ド)

* どの障害児相談支援事業所へ相談してよいか分からない場合には、とよはし総合相談支援センター ぽっとぴあ(56-4111)へご相談ください。

☆ 利用者負担

負担が増えすぎないように、所得に応じた上限月額(サービス利用料の1割の範囲内)が決められています。

また、未就学の児童に対する多子軽減の措置もあります。食費、光熱水費は全額自己負担(※)です。

※ 低所得の方を対象とした軽減制度がありますので、詳しくは障害福祉課へお問合せください。

C. 地域生活支援事業によるサービスについて(障害福祉課:51-2347)

障害のある方が安心して地域で自立した生活が送れるよう、豊橋市が行う地域生活支援事業により必要なサービスを提供します。

1 地域生活支援事業によるサービス

ア. 移動支援

屋外での移動が困難な障害者・障害児の、地域における自立生活及び社会参加を促すために外出時の支援を行うサービスです。

◇ 対象者 … 身体障害者(児)(体幹1・2級、下肢1級、視覚障害者)、知的障害者(児)
※ ただし、移動に介助が必要とみなした方、同行援護・重度訪問介護の支給決定がされていない方

◇ サービス利用にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

☆ 事業所 … 別冊「障害福祉サービス事業所等一覧」

◆ 65歳以上の身体障害者・知的障害者および40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する方は、要介護認定を受けた上で、介護保険のサービスをご利用いただくこともあります。
詳しくは市役所長寿介護課(TEL. 51-3130 FAX. 56-3810)でおたずねください。

ただし、要介護認定の結果、非該当(自立)と判定された身体障害者・知的障害者の方には移動支援サービスを利用できることもあります。

イ. 日中一時支援

障害者・障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、指定事業所にて日中一時お預かりするサービスです。

◇ 対象者 … 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要であると認められた障害者・障害児(身体・知的・難病患者等)

◇ サービス利用にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

☆ 事業所 … 別冊「障害福祉サービス事業所等一覧」

◆ 65歳以上の身体障害者・知的障害者および40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する方は、要介護認定を受けた上で、介護保険のサービスをご利用いただくこともあります。
詳しくは市役所長寿介護課(TEL. 51-3130 FAX. 56-3810)でおたずねください。

ただし、要介護認定の結果、非該当(自立)と判定された身体障害者・知的障害者の方には日中一時支援サービスを利用できることもあります。

ウ. 訪問入浴サービス

自宅で入浴が困難な重度身体障害者のご家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

◇ 対象者 … 肢体不自由1・2級の身体障害者手帳を有する在宅の肢体不自由児・者

◇ サービス利用にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

☆ 事業所 … 別冊「障害福祉サービス事業所等一覧」

◆ 65歳以上の身体障害者・知的障害者および40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する方は、要介護認定を受けた上で、介護保険のサービスをご利用いただくこともあります。
詳しくは市役所長寿介護課(TEL. 51-3130 FAX. 56-3810)でおたずねください。

申請からサービス利用までの流れ



※ 利用したい施設や事業者を選んで、サービスの利用契約を結びます。

☆ 必要書類等、詳しくは市役所障害福祉課(TEL. 51-2347)へご相談ください。

エ. 視覚障害者歩行訓練

中途失明の視覚障害者等に、歩行訓練士による歩行訓練を実施します。

◇ 対象者 … 視覚障害1・2級の身体障害者手帳を有する市内在住の障害者(児)

◇ サービス利用にかかる自己負担額はありません。(交通機関の乗車賃等は実費必要です)

◇ 1人10回の限度があります。

☆ 事業所 … NPO法人「てのひら」

オ. 地域活動支援センター

地域において一般的な雇用・就労が困難な在宅障害者等に対し、生活指導、作業訓練を行うことにより、就労意欲の向上と社会適応能力の向上を図ります。

◇ 対象者 … 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方
精神疾患、発達障害、難病等(国が定める対象疾病)を有する方

◇ サービス利用にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

☆ 事業所 … 別冊「障害福祉サービス事業所等一覧」

カ. 安心生活支援事業(生活体験)

地域で自立して生活することを希望する障害者に対して、生活体験するための部屋をお貸しします。

◇ 対象者 … 地域で自立して生活することを希望する障害者

◇ 生活体験の場

○社会福祉法人 豊橋市福祉事業会 豊橋ちぎり寮

住所 豊橋市高師町字北原1-107 電話 61-1172

日額 室使用料700円・光熱水費300円

○特定非営利活動法人 高次脳機能障害相談支援センター 笑い太鼓(栄町147-1)

住所 豊橋市栄町147-1 電話 39-3011

日額 室使用料1,200円・光熱水費500円

キ. 居住サポート事業

賃貸住宅への入居を希望する障害者に対し、入居及び入居後に必要な調整等に係る支援を行います。

◇ 対象者 … 賃貸住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障害者
(障害福祉サービスの地域移行支援の対象者を除く)

◇ 入居に関する支援(不動産業者に対する物件の斡旋の依頼、家主等との入居契約手続の手続き)や、入居継続に関する支援(利用者の生活上の課題に応じた関係機関との調整、定期的な相談・指導等)を相談支援専門員などが行います。

7. 補装具・日常生活用具

A. 補装具費の支給(障害福祉課:51-2345)

◇ 補装具とは … 身体障害者手帳をお持ちの方の失われた身体機能を補完又は代償する用具です。

◇ 主な補装具には以下のものがあります。

視覚障害	…	盲人安全つえ・義眼・眼鏡(特殊なもの)
聴覚障害	…	補聴器
肢体不自由	…	義手・義足・車いす(注1)・電動車いす(注2)・歩行器・装具 ・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置

(注1) 基本的に下肢・体幹機能障害の1～3級の方が対象となります。

(注2) 下肢・体幹機能障害1～2級で特別な事情がある場合。

◇ 手続きはすべて「見積書」による事前申請です。購入又は修理後に申請されても支給の対象にはなりません。

◇ 申請者または世帯員の所得によっては給付が認められない場合もあります。

◇ 補装具の購入又は修理にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

◇ 各補装具には基準額が設けられています。基準額を超えるものについても対象となりますが、基準額を超える額については自己負担となります。

◇ 各補装具には耐用年数が設けられています。新しいものへの買い替えの場合は耐用年数を経過していないと原則として購入の対象となりません。

◇ 修理については、障害内容に応じたものに限られます。

◇ 医師により給付が必要と認められる難病患者等も対象となる場合があります。

◆ 65歳以上の方、40～64歳までの特定疾病に該当する方が、以下の補装具の支給を希望する場合は、原則として介護保険の福祉用具貸与制度を利用していただくことになります。

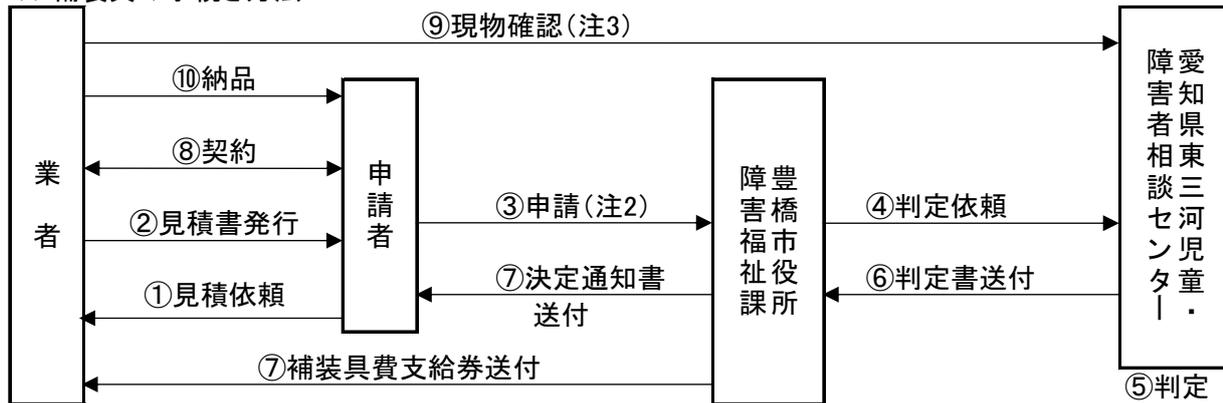
○車椅子 ○電動車椅子 ○歩行器 ○歩行補助つえ

ただし、本人の身体状況等により既製品の福祉用具では対応できないと判定機関で判定がおりた場合には障害福祉課での補装具費の支給を受けることが可能となります。

詳しくは、市役所障害福祉課またはケアマネージャーにお問い合わせください。

※ 必要書類は種目・等級によっても異なります。また、窓口で補装具のご利用状況等の聞き取りをさせていただく場合があります。詳しくは市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へお問い合わせください。

☆ 補装具の手続き方法



(注1) 耐用年数を過ぎた後に同じ型のもので再支給を受ける場合、一部を除いて判定は省略されます。

(注2) 【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード
(18歳未満の児童の申請の場合は、児童と保護者両方のカードが必要です)
- ・本人確認書類(運転免許証等)
(保護者等が申請する場合、保護者等の本人確認書類が必要です)
- ・みとめ印
- ・見積書
- ・意見書(所定のもの)
- ・その他
(補装具の種目や身体障害者手帳の等級等によって別途必要書類がある場合があります)

※ 意見書用紙は市役所障害福祉課においてあります。同型のものの再支給を希望する場合につきましては、意見書は必要ありません。

(注3) 一部品目は省略されます。

B. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成(障害福祉課:51-2345)

◇ 身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳以下の軽度・中等度難聴児であり、医師が補聴器装用の必要性を認めた方に対し、補聴器購入費用及び修理費用の一部を助成します。

◇ 補聴器購入の前に申請が必要です。

また、申請には各種要件がありますので、お手続き前に障害福祉課へご相談ください。

【申請に必要なもの】

- ・医師の意見書
(※所定の様式で、身体障害者福祉法第15条に規定する医師が作成したもの)
- ・見積書
- ・みとめ印
- ・その他(世帯員の課税状況が確認できない場合、所得課税証明書等)

C. 日常生活用具費の支給(障害福祉課:51-2345)

◇ 日常生活用具とは … 在宅の重度の身体障害者、知的障害者、難病患者等の方が支障なく日常生活を送ることができるように給付される生活用具のことです。

◇ 日常生活用具には以下のものがあります。

	種 目	障 害	性 能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (訓練用ベッドを含む。)	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上若しくは療育手帳A判定(IQ35以下)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5
	エアーマット	体幹機能障害1級又は同程度の身体障害により寝たきりであって、必要と認められるもの。	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの。	80,000	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの。	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	介助者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上(満年齢18歳未満のもの。)	原則として、付属テーブルをつけるものとする。	33,100	5
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害2級以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	手すりをつけることができ、容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8
	手すり	下肢又は体幹機能障害2級以上	便器に据え付けることができるもの。	5,400	8

種 目	障 害	性 能	基 準 額	耐 用 年 数
歩行補助つえ (T字状・棒状のつえ)	下肢、体幹、平衡又は移動機能障害	手に持って歩行を助けとする細い棒。片側の使用のみで歩行を十分行なうことができるもの。	3,000	3
移動・移乗支援用具	下肢又は体幹機能障害2級以上若しくは平衡機能障害3級	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害若しくは療育手帳A判定(IQ35以下) (てんかん発作等により頻繁に転倒するもの)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	29,400	3
特殊便器	上肢機能障害2級以上又は療育手帳A判定(IQ35以下) (訓練を行っても排泄後の処理が困難なもの)	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報器	身体障害者手帳等級2級以上又は療育手帳A判定(IQ35以下)若しくは精神障害 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難である者。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8
自動消火器	身体障害者手帳等級2級以上又は療育手帳A判定(IQ35以下)若しくは精神障害 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難である者。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8
電磁調理器	視覚障害2級以上又は療育手帳A判定(IQ35以下)	容易に使用し得るもの。	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	7,000	10

自立生活支援用具

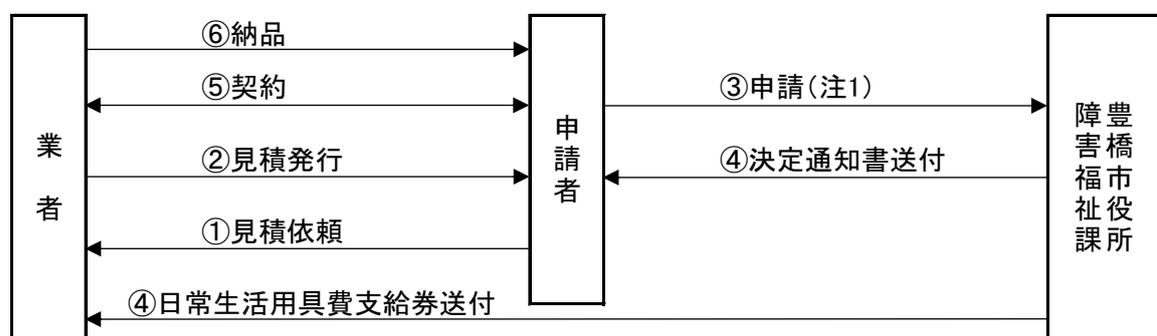
種 目		障 害	性 能	基準額	耐用年数
自立生活用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん機能障害3級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上、音声機能障害3級又は同程度の身体障害であって、必要と認められるもの。	容易に使用し得るもの。	36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上、音声機能障害3級嚙下障害又は同程度の身体障害であって、必要と認められるもの。	容易に使用し得るもの。	56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上(医療保険における在宅酸素療法を行うもの)	容易に使用し得るもの。	17,000	10
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	9,000	5
	盲人用体重計	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	18,000	5
	動脈血酸素飽和度測定装置	呼吸器機能障害3級以上	容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍を測定できるもの。	72,000	6
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能障害、言語機能障害又は肢体不自由(発声・発語に著しい障害を有する者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの。	98,800	5
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められるもの。	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーション	100,000	4
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で、必要と認められるもの。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6
	点字器	視覚障害	容易に使用し得るもの。	10,400	5
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	容易に使用し得るもの。	63,100	5

種 目	障 害	性 能	基 準 額	耐 用 年 数	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	録音再生機 85,000	6	
			再生専用機 35000		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの。	99,800	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害 (本装置により文字等を読むことが可能になるもの。)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	198,000	8
	音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	60,000	6
	盲人用時計	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	13,300	10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害2級 音声又は言語機能障害3級	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの。	40,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害2級 (本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの。	88,900	6
	人工内耳用音声信号処理装置	聴覚障害(人工内耳装用者)	容易に使用し得るもの(ただし、民間保険及び医療保険が適用されない場合の買い換えに限る)。	200,000	5
点字図書	視覚障害2級以上 (主に、情報の入手を点字によっているもの。)	点字により作成された図書。	必要と認められた額	—	

種 目		障 害	性 能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能障害3級(喉頭摘出した場合のみ)	笛式又は電動式であり、容易に使用し得るもの。	笛式 5,000	4
				電動式 70,100	5
	盲人用テープレコーダー	視覚障害2級以上	容易に使用し得るもの。	23,000	5
排泄管理支援用具	ストマ用装具(蓄便袋)	ストマを造設した直腸機能障害	容易に使用し得るもの。	9,200	—
	ストマ用装具(蓄尿袋)	ストマを造設した膀胱機能障害	容易に使用し得るもの。	12,000	—
	紙おむつ等	次のいずれかに該当しストマ用装具を装着できないもの。 1.ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらん 2.二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害 3.先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害 4.脳原性運動機能障害により排便又は排尿の意思表示が困難な状態で以下のすべてを満たしているもの ①身体障害に係る原因となった疾病又は外傷の発生時期が18歳以下であったもの ②言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの ア.自力でトイレに行けないこと イ.自力で便座(排便補助具の使用)に座ることができないこと ウ.介助による定時排泄ができないこと ③障害児の年齢が3歳以上であること	洗腸装具	17,200	6ヵ月
			・紙おむつ(テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ) ・脱脂綿、サラシ、ガーゼ、おしりふき	12,000	—
収尿器	下肢又は体幹機能障害の障害認定を受け、排尿機能障害(特に失禁)のあるもの。	容易に使用し得るもの。	8,500	—	

- ◇ 手続きはすべて「見積書」等による事前申請です。購入後に申請されても支給の対象にはなりません。
- ◇ 支給を受ける際に必要となる見積書は、豊橋市入札参加業者又は豊橋市長に日常生活用具費代理受領申出書を提出した業者の見積書に限定されます。それ以外の業者の見積書ですと、支給対象となりませんので、手続前に一度、市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へお問い合わせください。
- ◇ 日常生活用具の購入にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。
- ◇ 各日常生活用具には基準額が設けられています。基準額を超えるものについても対象となりますが、基準額を超える額については自己負担となります。
- ◇ 日常生活用具は、耐用年数が設けられており、当該年数内においては、破損等の理由においても再支給申請はできませんのでご了承ください。

☆ 主な日常生活用具の手続方法



◇ 申請に必要なもの … 身体障害者手帳・みとめ印・見積書・購入される用具のカタログ(医師の意見書が必要となる場合があります)

※ 「人工内耳用音声信号処理装置」の申請には別途「誓約書」の提出が必要です。

(注1) ストマ用装具の場合、6か月分まとめて申請することができます。(最低年2回は申請が必要です。)
業者からもらう見積書は1枚につき2か月分ですので、6か月分申請をされる場合には、見積書が3枚必要です。

※ 申請される月分の最も早い月の20日(土・日・祝日に当たる場合は繰上げ)が締切日となります。

※ 申請書は申請をされる際にお渡します。

☆ 難病患者等の方で、日常生活用具を希望される場合は、購入前に一度、市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へお問い合わせください。

- ◆ 65歳以上の方、40～64歳までの介護保険の特定疾病に該当する方が、以下の日常生活用具の支給を希望する場合は、介護保険における福祉用具貸与制度を利用していただくことになります。
 - 特殊寝台 ○特殊マット ○体位変換器 ○歩行支援用具 ○移動用リフト
 - 特殊尿器 ○入浴担架 ○入浴補助用具 ○便器 ○手すり

詳しくは、市役所長寿介護課(TEL. 51-3130)へお問い合わせください。

D. 車いすの貸し出し(さくらピア:53-3153、あイトピア:52-1111)

身体障害者・知的障害者・高齢者を介護されている方へ、車いすの貸し出しをいたします。

◇ 貸し出しを行っている機関

① 豊橋市障害者福祉会館「さくらピア」(国道1号線沿い、東新町交差点北側の白い建物)
TEL. 53-3153

② 社会福祉協議会(社協)(豊橋市総合福祉センター「あイトピア」(前畑町115)内)
TEL. 52-1111

◇ 申請方法 … 直接貸し出し機関へ申請。
(空き状況等の関係もありますので、一度電話にてご確認ください。)

◇ 貸し出し期間 … 原則として3カ月以内

8. 住宅

A. 住宅改修費の支給(障害福祉課:51-2345)

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者の方、難病患者等の方が段差解消など比較的小規模な住環境の改善を行う場合、住宅改修費の支給を行っています。

◇ 対象となる方 … 下肢・体幹・視覚障害で1～3級の身体障害者手帳所持者
または、医師により給付が必要とされる難病患者等

◆ 65歳以上の方、40～64歳までの介護保険法の特定疾病に該当する方につきましては、介護保険制度の居宅介護(支援)住宅改修費制度をご利用いただくこととなります。一度、市役所長寿介護課(TEL. 51-3130)へお問い合わせください。

◆ 介護保険制度と障害福祉課の制度の両方に該当する方が20万円以上の住宅改修をする場合、障害福祉課の住宅改修制度が一部適用される場合があります。改修前に一度、市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へお問い合わせください。

◇ 補助の対象となる住宅改修とは？

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
(一度、市役所障害福祉課へご相談ください。)

◆ 上記の条件に該当する場合でも、以下の場合は対象になりません。

- ① 住宅の新築・増築・改築の場合。
- ② 申請時点において、すでに住宅改修に着手又は完了している場合。
- ③ 住宅の修繕的なもの(雨漏り補修等)
- ④ 昇降機器の設置工事
- ⑤ 過去にこの制度を利用されている場合。

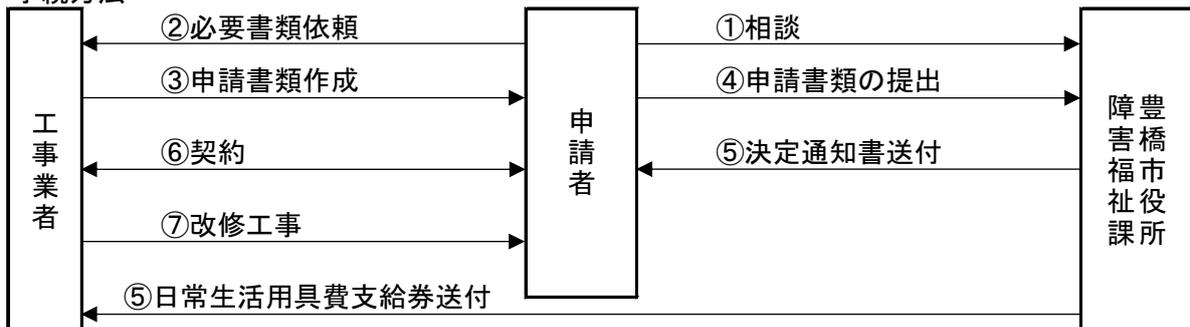
◇ 限度額 … 30万円まで(介護保険と併給される場合は10万円まで)

◇ 住宅改修にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

◇ この制度の利用は1回限りです。

◇ 申請に必要なもの … 身体障害者手帳(難病患者等の方は医師の意見書)・みとめ印・平面図・見積書・改善前の写真(日付入り)

☆ 手続方法



☆ 相談・申請は、市役所障害福祉課(TEL. 51-2345)へお問い合わせください。

B. 公営住宅の家賃減額(豊橋市営住宅管理センター:57-1006、三河住宅管理事務所 東三河支所:53-5616)

豊橋市内の公営住宅にお住まいで、障害者手帳をお持ちの方を含む世帯は、家賃が減額される場合があります。

◇ 要件や手続き方法等の詳細については、下記までおたずねください。

市営住宅 … 豊橋市営住宅管理センター TEL. 57-1006

県営住宅 … 三河住宅管理事務所 東三河支所 TEL. 53-5616

C. 公営住宅の優遇入居(豊橋市営住宅管理センター:57-1006、三河住宅管理事務所 東三河支所:53-5616)

豊橋市内の公営住宅に入居を希望する障害者手帳をお持ちの方を含む世帯は、入居者選考において一般世帯よりも優遇される場合があります。

◇ 要件や手続き方法等の詳細については、下記までおたずねください。

市営住宅 … 豊橋市営住宅管理センター TEL. 57-1006

県営住宅 … 三河住宅管理事務所 東三河支所 TEL. 53-5616

9. 医療

A. 障害者医療費受給者証(マル障)の発行(障害福祉課:51-2312)

下記の条件に該当する方に、障害者医療費受給者証を発行します。

医療機関で受診時に健康保険証とともに提示していただくと、健康保険の適用となる医療費の窓口負担がなくなります。

- ◇ 条件 …
- ① 豊橋市内に住所がある方(施設入所者等は除かれることがあります)
 - ② 国民健康保険・社会保険等に加入している方
 - ③ 以下のいずれかに該当する方
 - a. 身体障害者手帳1～3級
 - b. 身体障害者手帳4級で障害名がじん臓機能障害
 - c. 身体障害者手帳4～6級で障害名が進行性筋萎縮症
 - d. 療育手帳A判定またはB判定
 - e. 自閉症状群(診断書が必要です)

※ 生活保護や他の医療費助成の受給者は除かれることがあります。

◇ 申請方法 … 市役所障害福祉課(⑬番窓口)にて申請。

◇ 必要なもの … 身体障害者手帳もしくは療育手帳、診断書(自閉症状群の場合)、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード・健康保険証・みとめ印・他の福祉医療費受給者証(お持ちの方のみ)

☆ 豊橋市の発行する障害者医療費受給者証は愛知県内の医療機関のみで有効です。県外の医療機関にかかられた場合は、領収書(保険点数記載のもの)、本人名義の預金通帳等を添えて申請をすると市役所から払い戻しが受けられます。

☆ 発行後、氏名や住所、保険証等が変わった場合は必ず⑬番窓口へ申請をしてください。

◆ 自閉症状群には、自閉症及び高機能自閉症、アスペルガー症候群等を含みます。

◆ 障害者医療費受給者証は有効期限があり、引き続きお使いいただくためには更新の手続きが必要です。自閉症状群の方は、その都度診断書が必要となります。

B. 後期高齢者医療制度(障害認定により後期高齢者に該当となる方)(国保年金課:51-3132)

65歳以上の高齢者の方のうち、身体障害者手帳・療育手帳いずれかを所持されていて下記の条件に該当する方は、申請により後期高齢者医療制度で医療助成が受けられます。

- ◇ 条件 … ① 豊橋市内に住所がある65歳以上の方
② 以下の等級・判定のいずれかに該当する方
- a. 身体障害者手帳1～3級
 - b. 身体障害者手帳4級で障害名が音声・言語機能障害
 - c. 身体障害者手帳4級で下肢障害の1号・3号・4号のいずれか
 - d. 療育手帳A判定

◇ 申請方法 … 市役所国保年金課(後期高齢者医療)にて申請。(TEL. 51-3132)

◇ 必要なもの … お持ちの障害者手帳・健康保険証・みとめ印・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード・通帳・銀行印(保険料の口座振替手続きのため)
健康保険の特定疾病療養受療証
健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証
障害者医療費受給者証 } お持ちの方のみ

▽ 申請日から、保険診療の一部負担金が所得に応じて1割または3割になります。

▽ 後期高齢者医療制度に加入される方は、現在の国民健康保険・社会保険の資格を喪失し、個人単位で保険料を納めていただきます。加入時に口座振替の手続きをしていただきます。(本人以外の名義も可)

【保険料の額】

全員に「等しく負担していただく部分(均等割額)」とそれぞれの方の「所得に応じて負担していただく部分(所得割額)」との合計額です。

【保険料の納め方】

年額18万円以上の年金を受け取っている方は年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外の方は口座振替で個別に納めます(普通徴収)。

※ ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は特別徴収の対象とならず、普通徴収となります。

C. 後期高齢者福祉医療費受給者証(マル福)の発行(国保年金課:51-3132)

後期高齢者医療制度を受けている方のうち、下記の条件に該当する方に後期高齢者福祉医療費受給者証を発行します。医療機関で受診時に後期高齢者被保険者証とともに窓口で提示していただくと、保険診療にかかる窓口負担はなくなります。

- ◇ 条件 … ① 豊橋市内に住所があり、後期高齢者医療制度の医療を受けている方
② 以下の等級・判定のいずれかに該当する方
- a. 身体障害者手帳1～3級
 - b. 身体障害者手帳4級で障害名がじん臓機能障害
 - c. 身体障害者手帳4～6級で障害名が進行性筋萎縮症
 - d. 療育手帳A判定またはB判定
 - e. 自閉症状群(診断書が必要です)

◇ 申請方法 … 市役所国保年金課(後期高齢者医療)にて申請。(TEL. 51-3132)

◇ 必要なもの … 身体障害者手帳・療育手帳(自閉症状群の場合は医師の診断書)のいずれか
・後期高齢者医療被保険者証・みとめ印・マイナンバーカード(個人番号カード)
または通知カード

D. 自立支援医療(更生医療)の給付(障害福祉課:51-2345)

身体障害者手帳をお持ちの方が身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付を行います。

※ 身体障害者手帳に記載のある障害に対する医療が対象です。お持ちの手帳に該当となる障害の記載がない場合は身体障害者手帳の(再)交付申請を行い、手帳が交付された後から手続きが可能となります。(等級によっては、給付が認められない場合もあります)

(例) 下肢機能障害者 … 人工関節を入れる。
心臓機能障害者 … ペースメーカーを入れる。
そしゃく機能障害者 … 歯科矯正をする。
じん臓機能障害者 … 人工透析をする、腎移植術、抗免疫療法をする。
肝臓機能障害者 … 肝臓移植術、抗免疫療法をする。

◇ 申請方法 … 市役所障害福祉課にて事前申請。(TEL. 51-2345)
判定に時間がかかりますので、お日にちに余裕をもって申請してください。

◇ 必要なもの …

- ・ 自立支援医療(更生医療)支給認定申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ・ みとめ印
- ・ 保険証
- ・ 特定疾病療養受療証(人工透析をしている方のみ)
- ・ 自立支援医療(更生医療)要否判定意見書
(所定の用紙で、指定自立支援医療機関発行のもの)

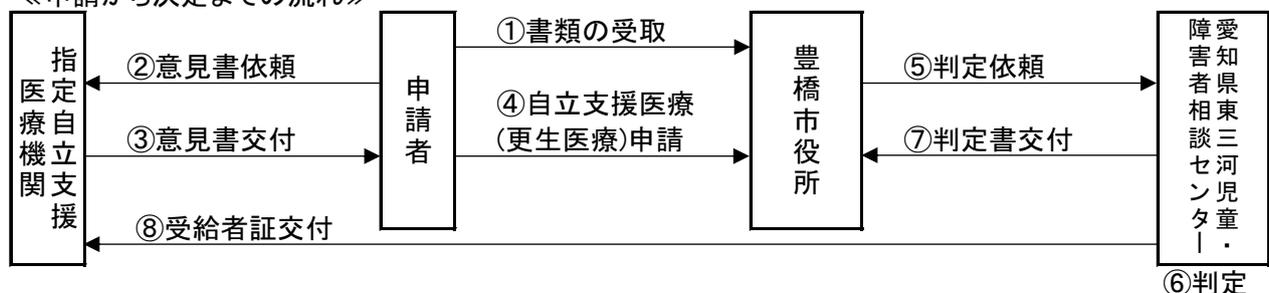
☆ 自立支援医療(更生医療)にかかる自己負担額は、医療費の原則1割です。ただし所得に応じた月額負担上限が設定される場合があります。

☆ 所得によっては、給付が認められない場合があります。(世帯(※1)の市町村民税(所得割)が年額235,000円以上で、高額治療継続者(重度かつ継続)(※2)に該当しない方)

※ 1. 更生医療における世帯とは、住民票上の世帯にかかわらず、同じ健康保険に加入している家族をいいます。

※ 2. 高額治療継続者(重度かつ継続)とは、じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の方、または医療保険の高額療養費で多数該当の方。

《申請から決定までの流れ》



※ 交付された受給者証、上限額管理票(該当する方のみ)は指定自立支援医療機関(病院、薬局等)に必ずご提示ください。

※ 自立支援医療(更生医療)終了後には身体障害者手帳の再認定手続きを行っていただく場合があります。(「身体障害者診断書・意見書」を提出していただきます。)

E. 母子父子家庭等医療費助成(こども家庭課:51-2335)

18歳以下の児童を扶養している家庭で、生計中心者が重度の病気・障害により長期にわたって労働能力を失っているために、その扶養を受けることができない場合は、その病気・障害の程度によっては、母子父子家庭等医療の対象になる場合があります。詳しくは、市役所こども家庭課へご相談ください。

注)母子父子家庭等医療 … 母子父子家庭で18歳以下の児童を扶養している父・母及び児童と父母のいない児童を対象に入院・通院の自己負担相当額を助成する制度。(所得制限あり)

【問い合わせ先】 市役所こども家庭課 TEL.51-2335

10. 各種相談

A. 愛知県東三河児童・障害者相談センター(障害者相談課:35-6150 児童育成課:54-6465)

(八町通5-4 愛知県東三河総合庁舎一階)

①障害者相談課(TEL. 35-6150)

- ・ 身体障害者、戦傷病者の補装具の処方及び適合判定を行っています。
- ・ 知的障害者の医学的、心理学的及び職能判定を行なっています。

②児童育成課(TEL. 54-6465)

- ・ 障害児の医学的、心理学的判定と必要な療育相談を行なっています。

◇ 開館時間(予約が必要です。)

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時45分～午後5時30分

B. 豊橋市こども発達センター(39-9200)

(中野町字中原100(ほいっふ内) TEL. 39-9200)

子どもの成長を支援する療育システムの拠点として、障害児・その疑いのある児童・家族をサポートします。

主な機能

- ・ 相談機能 センター利用者の最初の窓口として、障害や子育ての専門的な知識を持つ相談員が各種相談に応じます。
- ・ 医療機能
 - ・ 診療(小児科、児童精神科、整形外科、耳鼻いんこう科、歯科)
 - ・ リハビリテーション 専門医師や医療スタッフが診療、検査、評価のほか各種リハビリテーションを行います。
- ・ 通園機能 発達の遅れや行動に特徴の見受けられる子どもに対し、訓練などを 通じ、発達支援や保護者への育児支援を行うほか、重症心身障害児に対し療育を行います。

◇ 開館時間(予約が必要です。)

火～土曜日(日曜日、祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

C. 障害児・療育問題の相談(豊橋あゆみ学園:63-5031、岩崎学園:61-2062)

◇ 豊橋あゆみ学園 TEL. 63-5031

相談時間 毎週 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※ 予約制(電話予約可)電話相談可

◇ 岩崎学園 TEL. 61-2062

相談時間 毎週 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

※ 予約制(電話予約可)電話相談可

D. 障害者就業・生活支援相談(岩崎学園:69-1323)

◇ 利用対象者

「働きたい」と考えている障害(身体障害・知的障害・精神障害)のある方及び障害者雇用をお考えの企業・事業主の方です。

◇ 内容

障害のある人たちの就職とそれに関わる日常生活、社会生活を支援しています。また、障害者雇用をお考えの企業・事業主の方々に、そのノウハウの提供、ジョブコーチの派遣、各種助成金の紹介を行っています。

◇ 実施場所

社会福祉法人 岩崎学園 豊橋障害者就業・生活支援センター

住所 豊橋市岩崎町字長尾119-2

TEL. 69-1323

FAX. 62-7283

e-mail. syuugyou_info@iwasaki-net.or.jp

相談時間 毎週 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時
(緊急時はこの限りではありません。)

E. 障害者相談支援事業(問合せ先:各事業所)

障害のある方やその家族の方が地域で安心して快適な生活を送るために、日常生活や社会生活などの様々な相談に応じたり、情報提供を行ったりして、みなさまの暮らしをお手伝いしますので、いつでもお気軽にご相談ください。

◇ 利用対象者

地域において相談支援を必要とする身体障害者・知的障害者または精神障害者、難病患者等及びその家族です。

◇ 内容

1. 障害福祉サービスの利用援助として、ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等サービス情報の提供、利用の助言、利用申請の援助を行います。
2. 社会資源を活用するための支援として、福祉機器の利用助言、情報機器の使用指導(インターネットの使用方法等)、コミュニケーションの支援(代筆、代読等)、外出の支援、住宅改修の助言、作業所等の紹介などの支援を行います。
3. 社会生活力を高めるための支援として、自分と障害についての理解、人間関係、介助サービスと介助者、身だしなみ、健康・家事・家庭・金銭・安全管理、生活情報の活用、交通や移動手段の利用、趣味、余暇活動、人生設計などについて、障害者の方が自己責任を持ち自己決定できるように内面的にサポートします。
4. 権利の擁護のために必要な援助として、障害者の方を介護する者からの虐待を発見した場合の迅速な保護、成年後見制度の利用支援などを行います。
5. 障害者の方のニーズに応じて専門機関の紹介をします。
6. 障害者の方がアパートや借家などを探し始める場合に相談や支援を行います。

◇ 相談場所(障害者相談支援事業)

◎とよはし総合相談支援センター「ほっとぴあ」

(NPO法人 ビリーブ、NPO法人 昴、豊橋障害者(児)団体連合協議会)

住所 〒440-0055 豊橋市前畑町115番地(総合福祉センター「あいつピア」内)

TEL. 56-4111

FAX. 57-2595

e-mail. info@toyohashi-ssc.main.jp

※ 相談支援事業の中核を担い、困難事例への対応や関係機関との調整などを行います。

相談時間 月～土曜日 午前9時～午後6時

(ただし、緊急時はこの限りではありません。)

◎あかね荘障害者生活支援センター(社会福祉法人 さわらび会)

住所 〒441-8106 豊橋市弥生町字中原77-1(第2福祉コンビニ弥生 内)

TEL. 38-9090

FAX. 38-9091

e-mail. shien-c@sawarabi.or.jp

※ 主に知的障害のある方からの相談を受け付けています。

相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(ただし、緊急時はこの限りではありません。)

◎たまも荘障害者生活支援センター(社会福祉法人 さわらび会)

住所 〒441-8124 豊橋市野依町字山中19-21(障害者支援施設 珠藻荘 内)

TEL. 47-1050

FAX. 47-1023

e-mail. tamamo-shien@sawarabi.or.jp

※ 主に身体障害のある方からの相談を受け付けています。

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後6時

vfdbfgfd

◎生活支援センターさざなみ(NPO法人 さざなみ)

住所 〒441-8014 豊橋市花田二番町90

TEL. 33-5606

FAX. 33-7510

e-mail. EZV11104@nifty.ne.jp

※ 主に精神障害のある方からの相談を受け付けています。

相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(ただし、緊急時はこの限りではありません。)

◎発達・就労相談支援センターFLAT(ふらっと)(社会福祉法人 岩崎学園)

住所 〒440-0022 豊橋市岩崎町字長尾119-2

TEL. 69-1323

FAX. 62-7235

e-mail. info@iwasaki-net.or.jp

※ 主に発達障害のある方からの相談を受け付けています。

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後6時

(ただし、緊急時はこの限りではありません。)

◎高次脳機能障害相談支援センター(NPO法人 笑い太鼓)

住所 〒440-0042 豊橋市栄町147-1

TEL. 39-3011

FAX. 39-3008

e-mail. waraidaiko_sodan@solid.ocn.ne.jp

※ 主に高次脳機能障害のある方からの相談を受け付けています。

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後6時

(ただし、緊急時はこの限りではありません。)

◎相談支援センター木もれ陽(こもれび)(社会福祉法人 豊橋市福祉事業会)

住所 〒440-0845 豊橋市高師町字北原1-107(豊橋ちぎり寮内)

TEL. 61-1172

FAX. 61-3539

e-mail. komorebi@tf-jigyokai.org

※ 主に知的障害のある方や身体障害児の家族からの相談を受け付けています。

相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(ただし、緊急時はこの限りではありません。)

F. さくらピア相談事業

◎ピアサポート

住所 豊橋市東新町15(さくらピア内)

TEL. 53-3153(相談室直通 53-3623 FAX兼用)

FAX. 53-3200

e-mail. peer-fks@mx2.tees.ne.jp

相談時間 火～土曜日 午前10時～午後5時

(ただし、さくらピアの休館日を除きます。)

◇ 障害のある方・その家族が相談を受け付けます。曜日によって担当者が変わりますのでお問い合わせください。

※ 希望があれば、必要に応じて出張相談もいたします。

11. その他

A. NHK放送受信料の免除(NHK名古屋中央営業センター:0570-077-077)

身体障害者・知的障害者の方を構成員に有する世帯で下記の条件に該当する場合、NHKの放送受信料が全額もしくは半額免除されます。

《全額免除》

- ◇ 身体障害者手帳・療育手帳を有する方が世帯構成員であり、同居の世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合。

《半額免除》

- ◇ 視覚・聴覚障害で身体障害者手帳を有する方が世帯主の場合。
- ◇ 重度の障害者手帳(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定)を有する方が世帯主の場合。ただし、世帯主が受信契約者の場合に限る。

☆ 申請方法



☆ 申請の際には、身体障害者手帳、療育手帳とみとめ印をお持ち下さい。

※ NHKへの受信料免除申請後、住所変更があった場合は、直接NHKへ届出をしてください。

【申請・問合せ先】

申請先: NHK名古屋中央営業センター(名古屋市東区東桜1-13-3) 問合せ先: TEL:0570-077-077

B. 豊橋市内の施設入場料の減免(問合せ先:各施設)

豊橋市内の施設に、身体障害者手帳・療育手帳の所持者が入館・観覧をされる場合、その入場料や使用料が減免されます。

◇ 減免対象となっている施設

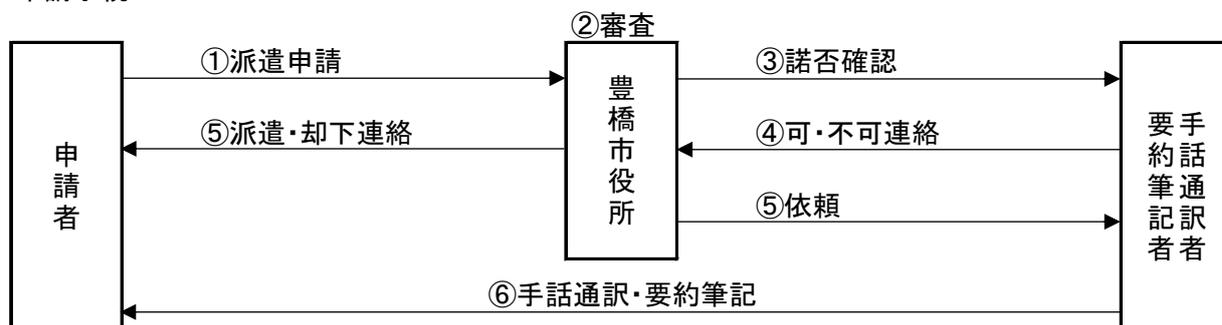
- | | | |
|---------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| ① 豊橋市自然史博物館の特別企画展、大型映像の観覧 | TEL.41-4747 | FAX.41-8020 |
| ② 豊橋市美術博物館の特別展 | TEL.51-2882 | FAX.56-2123 |
| ③ 豊橋市二川宿本陣資料館 | TEL.41-8580 | FAX.41-8940 |
| ④ 豊橋総合動植物公園 | TEL.41-2185 | FAX.41-8030 |
| ⑤ 視聴覚教育センター | TEL.41-3330 | FAX.65-2716 |
| ⑥ 豊橋駅自転車等駐車場 | (東口) TEL.56-5080
(西口) TEL.33-7071 | FAX.54-1136
FAX.54-1136 |
| ⑦ 二川駅南口自転車等駐車場 | TEL.41-4000 | FAX.41-4000 |
| ⑧ りすば豊橋 | TEL.38-5151 | FAX.38-5171 |
| ⑨ こども未来館ここにこ | TEL.21-5525 | FAX.56-5552 |
| ⑩ 豊橋競輪場 | TEL.61-3136 | FAX.65-1711 |

◇ 減免対象・手続方法等詳しくは、直接各施設にお問い合わせください

C. 手話通訳者・要約筆記者の派遣(障害福祉課:51-2345)

本市では、聴覚障害者の社会参加の促進のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣しています。

▼ 申請手続



1. 原則として派遣日の5日前までに「手話通訳者派遣申請書」及び「要約筆記者派遣申請書」に必要事項を記載のうえ、障害福祉課にお申し込みください(FAX・郵送でも受け付けます)。「派遣申請書」は障害福祉課のホームページからもダウンロードできます。

2. 派遣の範囲

○ 派遣地域 → 原則として愛知県内。必要と認められる場合は県外も可。

○ 派遣対象事項

<例>

- ・ 医療、健康に関する事 「健康診断」「子どもの乳児検診」等
- ・ 就職に関する事 「職業安定所での就職相談」「就職面接」等
- ・ 教育、保育に関する事 「保護者会」「家庭訪問」等
- ・ その他 … 住宅に関する事、地域生活に関する事、金融機関での手続等に手話通訳者及び要約筆記者の派遣をしています。

○ 派遣対象外事項

- ・ 宗教活動に関する事
- ・ 政治活動に関する事
- ・ 営業活動、営利目的に関する事
- ・ 遊興事項に関する事 → 新年会、忘年会等の宴席、旅行等

☆ 申請・問合せ先 = 豊橋市役所 障害福祉課 FAX. 56-5134
TEL. 51-2345-2346

D. FAX119番・eメール119番の登録(障害福祉課:51-2345、(FAX)56-5134)

電話による緊急(火災・急病等)通報が困難な身体障害者の方のために、消防署にファックス番号、携帯電話やインターネットのメールアドレスを登録し、電話以外の方法で119番通報をおこなう制度です。

- ▼ 該当する障害 … 聴覚、音声・言語機能、そしゃく機能の障害で身体障害者手帳を所持している方
- ▼ 申請・問合せ先 … 豊橋市役所 障害福祉課 FAX. 56-5134
TEL. 51-2345-2346
- ▼ 申請に必要なもの … 身体障害者手帳

E. FAX110番・Web110番の案内(愛知県警察:(FAX)0120-110-369)

電話による緊急(交通事故・事件等)通報が困難な身体障害者の方のために、警察へファックスやインターネットを使って緊急事態を通報できます。

FAX110番	FAX110番用の用紙が用意されていますので、万が一のため、あらかじめ印刷し、必要事項を記入した上で、目につく所に備えておくことをおすすめします。
FAX110番記入用紙	愛知県警察のホームページにあります。(※)
FAX番号	0120-110-369
Web110番	携帯電話(パソコン等は不可)から、「Web110番システム」にアクセスすることで、緊急事態を通報できるシステムです。Web110番は、通信料が発生しますので、ご注意ください。 詳細は愛知県警察のホームページをご覧ください。(※)
Web110番システムのURL	http://www.ap-web110.jp/

※ 愛知県警察のホームページから「安全な暮らし」→「110番」→「事件・事故 緊急ダイヤル110番」→「聴覚や言語等に障害のある方へ」を順番に選択してください。

F. インターネットテレビシステムによる手話通訳(障害福祉課:51-2345)

聴覚障害者の方が、窓口センターで手続きされるときに、市役所障害福祉課の手話通訳者とインターネットテレビシステムで相談ができます。利用を希望される場合は各窓口センターでお申し出ください。

※ただし、障害福祉課の手話通訳者がすぐに対応できない場合もあります

- ◇ 設置窓口センター … 東部窓口センター(中岩田一丁目)
西部窓口センター(牟呂町)
大清水窓口センター(大清水町 大清水まなび交流館「ミナクル」内)

G. 携帯型磁気ループシステムの貸し出し(障害福祉課:51-2345)

豊橋市で開催される営利を目的としない講演会、講習会、会議等の開催時に、携帯型磁気ループシステムを無料で貸し出しています。

- ◇ 対象者 … 市内在住、在勤、在学の方
- ◇ 申請方法 … 市役所障害福祉課(TEL. 51-2345 FAX. 56-5134)へ申請。
(空き状況等の関係もありますので、事前にご確認ください。)
- ◇ 貸し出し期間 … 原則として5日以内

H. さくらピア スポーツ・文化教室(さくらピア:53-3153)

さくらピアでは、障害者の方を対象にスポーツ・文化教室を行っています。

- ◇ 対象者 … 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ◇ 講座内容 … 水泳教室、陶芸教室などスポーツや文化活動に関する様々な教室を行っています。
- ◇ 受講料 … 無料(ただし、材料費等は実費負担あり。)
- ◇ 問合せ先 … さくらピア(TEL. 53-3153 FAX. 53-3200)

I. ビギンの点字パソコン教室・料理教室(豊橋市社会福祉協議会:52-1111)

東三河視覚障害者自立支援協会(ビギン)では、視覚障害者の方に点字パソコン教室、料理教室を行っています。

☆ 詳しい内容については、豊橋市社会福祉協議会ボランティアセンター(TEL.52-1111)までお問い合わせください。

J. 心身障害者扶養共済制度(障害福祉課:51-2340)

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

◇ 加入対象者 … 次のいずれかに該当する障害者を扶養している保護者(父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母など)で、特別な疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であり65歳未満の方。

- ① 身体障害者
(身体障害者手帳を所持し、その障害程度が1～3級の方)
- ② 知的障害者
- ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①・②と同程度の方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋委縮症、自閉症、血友病など)

◇ 掛金 … 1口当たり月9,300円～23,300円(保護者の年齢によって異なります。)2口まで加入することができ、口数は、加入期間の半ばでも変更することができます。20年以上(昭和61年3月31日以前に加入した方については25年以上)継続して加入し、加入者が65歳に達した場合(※)は、それ以降の最初の加入応当月から以後の掛金が免除されます。

※「65歳に達した場合」とは、毎年度4月1日現在で満65歳であることをいいます。

◇ 支給額 … ・ 年金 1口当たり月20,000円

なお、1年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合には弔慰金が、5年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。(金額は平成20年4月1日以降に加入された方)

- ・ 弔慰金 1口当たり50,000円～250,000円
- ・ 脱退一時金 1口当たり75,000円～250,000円

☆ 詳しくは市役所障害福祉課(TEL. 51-2340)へおたずね下さい。

K. 避難行動要支援者支援事業

地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方(避難行動要支援者)の台帳登録を行っています。

この台帳は、申込者が住んでいる地域の自主防災会や民生委員などにお渡しし、地域の中で日頃の見守りと災害発生時の支援に役立てるために活用していただきます。

◇ 台帳登録ができる方

- ① 身体障害者手帳・療育手帳を所持する方
- ② 要支援・要介護認定を受けている方
- ③ 障害支援区分の認定を受けている方
- ④ 障害者総合支援法における難病患者
- ⑤ 上記認定や手帳は受けてないが、類似した状況にある方

※ 上記のいずれかに該当する方で、災害時に自ら避難することが困難で、避難にあたり家族等の協力が得られない方が対象です。

◇ 申し込みについて … 障害者ホームヘルプサービスまたは介護保険サービスを利用されている方は、担当の障害ヘルパー、ケアマネージャーがお宅に訪問し、説明や登録のお手伝いをしますのでご相談ください。その他の方で登録を希望される方は、市役所福祉政策課(TEL. 51-2369)までお問い合わせください。

L. 携帯電話料金の割引

携帯電話の基本使用料等が割引となる場合があります。実施については、各携帯電話会社にご確認ください。

◇ 対象者 … 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

M. 救急医療情報キット配布事業

在宅の高齢者及び障害者手帳所持者に対し、かかりつけ医療機関、往診歴、現病歴及び服用薬等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。

◇ 対象者 … 次の①～③のいずれかに該当する単身世帯(日中独居も含む)の方

- ① 年齢65歳未満で障害者手帳を所持する方
- ② 年齢65歳以上の方(障害者を含む)
- ③ 災害時要援護者台帳登録者に該当する方

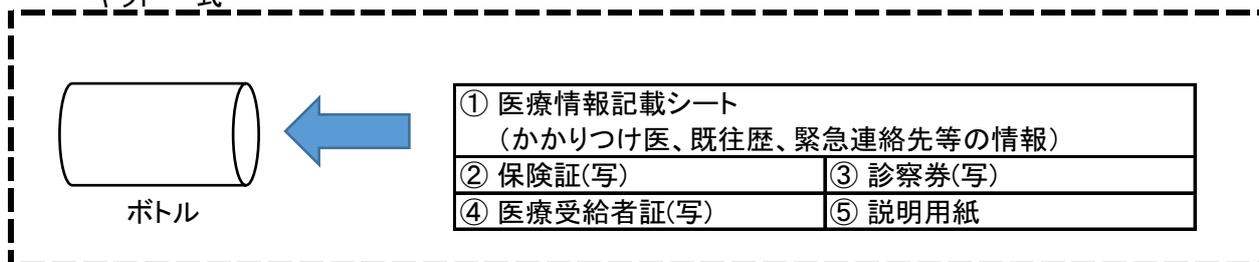
◇ 申し込みについて … 65歳未満の方は、市役所障害福祉課もしくは障害者相談支援センターへ障害者手帳とみとめ印を持参して申請してください。(下表参照)

65歳以上の方は、市役所長寿介護課もしくは地域包括支援センターへ申請してください。(詳しくは長寿介護課(TEL. 51-2333)へお問い合わせください。)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
障害福祉課	豊橋市今橋町1	51-2345	56-5134
さくらピア	豊橋市東新町15	53-3153	53-3200
ほっとぴあ	豊橋市前畑町115	56-4111	57-2595
豊橋市社会福祉協議会 中部障害者相談支援事業	豊橋市八町通五丁目9	54-3004	52-8046
豊橋市社会福祉協議会 東部障害者相談支援事業	豊橋市佐藤町五丁目22-16	64-5858	64-4511
豊橋市社会福祉協議会 南部障害者相談支援事業	豊橋市大清水町字大清水546	25-8000	25-6522

◇ 救急医療情報キットとは … かかりつけ医や既往歴などの医療情報を記入した用紙を入れた容器(ボトル)を冷蔵庫に保管し万一の救急時に役立てます。

キット一式



※ 内容に変更のあった時は、常に書きかえていただくと安心です。

《介護保険ってどんな制度？》

- ・ 介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。
- ※ 65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(第2号被保険者)によって区別されます。

(保険料について)

1. 65歳以上の方(第1号被保険者)
保険料については、東三河広域連合へ納めていただきます。ただし、月額15,000円以上の老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金を受けている方につきましては、年金から天引きになります。
2. 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(第2号被保険者)
保険料については、加入している医療保険の保険料に上乗せして一括で納入します。

(サービス給付の対象者)

1. 65歳以上の方(第1号被保険者)
常に介護が必要な状態(要介護状態)や日常生活に介護予防などの支援が必要な状態(要支援状態)になった場合に、要介護認定を受けて、要介護または要支援と認定されれば、介護サービスを受ける事ができます。
2. 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(第2号被保険者)
特定疾病として定められた老化が原因とされる病気により、要介護状態や要支援状態になった場合に、要介護認定を受けて、要介護または要支援と認定されれば、介護サービスを受ける事ができます。

(注) 特定疾病として定められた老化が原因とされる病気

- ・ がん※
- ・ 関節リウマチ
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 後縦靭帯骨化症
- ・ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ・ 初老期における認知症
- ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ 脊柱管狭窄症
- ・ 早老症
- ・ 多系統萎縮症
- ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ・ 脳血管疾患
- ・ 閉塞性動脈硬化症
- ・ 慢性閉塞性肺疾患
- ・ 両側の膝関節、又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。

※ 介護保険該当者でも、下記施設に入所している方につきましては、適用除外されます。

(介護保険のサービスを受ける事ができません。)

- ・ 国立病院機構等の重症心身障害児(者)病棟や進行性筋萎縮症児(者)病棟(国立病院機構豊橋医療センター・国立病院機構鈴鹿病院(三重県)など)
- ・ 重症心身障害児施設(こばと学園(春日井市)・第一青い鳥学園(名古屋市))
- ・ 障害者支援施設(珠藻荘・シーサイド吉前・あかね荘など) など

(利用料について)

- ・ 介護保険での利用料につきましては原則1割、2割または3割(※)が自己負担になります。
※前年の所得により負担割合を決定します。
- ・ サービスによっては、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等の実費負担が必要です。

(要介護認定を受けるには?)

- A. 市役所長寿介護課(東館3階)にて申請。
(65歳以上の方は介護保険証(黄色)を、40~64歳の方は健康保険証をご持参ください。)
 - B. 市内18か所に高齢者の総合相談所として地域包括支援センターを設置しています。
介護保険の申請の代行や介護予防プランの作成もおこないます。
- ★必ず、事前にお電話にてお問い合わせください。

↓

申請より概ね1か月後に要介護(要支援)状態か否かの判定が出ます。

《身体・知的障害者の制度と介護保険のサービスについて》

介護保険の福祉サービスの中には、従来の身体・知的障害者の福祉制度と重複するものがいくつかあります。下記にあたるサービスを受けたい場合は、原則として介護保険のサービスを優先して利用していただきます。

※ 介護保険のサービスと重複する身体・知的障害者福祉制度

- ・ ホームヘルプサービス
- ・ ショートステイ(短期入所)
- ・ 住宅改修費の給付
- ・ 訪問入浴サービス
- ・ 福祉用具(補装具・日常生活用具)の給付

ここでは、それぞれ一つひとつのサービスについて説明いたします。

【ホームヘルプサービスについて】

- A. 第1号被保険者・第2号被保険者が要介護・要支援状態になった場合
= 要介護認定を受けた上で介護保険のホームヘルプサービスを利用できます。
- B. ガイドヘルプサービス及び知的障害者の外出時における移動の介護
= 障害者福祉制度から必要な移動支援を受けられます。
- C. 全身性障害者のうち介護保険で認められたサービス以上のサービス量が、必要と認められる場合の介護保険のサービスを超えるサービス分
= 要介護認定を受けた上で介護保険のホームヘルプサービスを利用のほか、障害者福祉制度から必要なホームヘルプサービスを受けられます。
- D. 視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者・知的障害者のうち、要介護認定の結果、原則として、非該当と判定された場合で、コミュニケーション援助・通院介助など障害者に固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる場合。
= 要介護認定を受け、必要がある場合には障害者福祉制度からホームヘルプサービスを受けられます。

【ショートステイ(短期入所)について】

- A. 第1号被保険者・第2号被保険者が要介護・要支援状態になった場合
= 要介護認定を受けた上で介護保険のショートステイを利用できます。
- B. 介護保険のショートステイを利用できない、やむを得ない事情がある場合
= 障害者福祉制度のショートステイを利用できます。

【住宅改修費の給付について】

介護保険の被保険者が介護認定により要介護または要支援状態になった場合は介護保険制度の住宅改修費給付制度を優先して受けてもらいます。

※ 介護保険と障害福祉課の制度の両方に該当する方が20万円以上の住宅改修をする場合、障害福祉課の制度も一部受けられる場合があります。

【訪問入浴サービス】

介護保険の被保険者が介護認定により要介護または要支援状態になった場合は介護保険制度の訪問入浴サービスを優先して受けていただきます。

【福祉用具の給付について】

(補装具)

- ・ 介護保険の貸与対象物品と重複しているもの
車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ(T字つえを除く)
- A. 重複する物品の給付を希望する場合
 - a. 既製品(レディメイド)対応でよい場合。
＝ 介護保険のレンタル制度(福祉用具貸与)を利用。
 - b. 障害者の身体状況等により個別の対応が医師・更生相談所等により必要だと認められた場合
＝ 補装具として、障害者福祉制度で給付。
- B. 上記A以外の補装具の給付を希望される場合(補聴器・義足・下肢装具など)
＝ 障害者福祉制度で給付。

(日常生活用具)

- ・ 介護保険の貸与・給付対象物品と重複しているもの
(貸与) 特殊寝台・特殊マット・体位変換器・歩行支援用具・移動用リフト・手すり
(給付) 特殊尿器・入浴担架・入浴補助用具・便器
- A. 重複する物品の給付を希望する場合
＝ 介護保険の制度(福祉用具貸与・給付)を利用。
- B. 上記A以外の日常生活用具の給付を希望される場合(視覚障害者用拡大読書器・聴覚障害者
屋内信号装置・ネブライザーなど)
＝ 障害者福祉制度で給付。

▼ 介護保険についてのお問い合わせは市役所長寿介護課(市役所東館3階)へ

申請について … 51-3131

要介護認定について … 51-3133

《豊橋市内諸施設案内》

- ◎ 豊橋市役所
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地(障害福祉課 身体・療育グループ)
TEL. 51-2345 FAX. 56-5134
- 1) 障害者福祉会館「さくらピア」
〒440-0812 豊橋市東新町15
TEL. 53-3153 FAX. 53-3200
- 2) 豊橋市保健所
〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地(ほいっぷ内)
TEL. 39-9111 FAX. 38-0780
- 豊橋市こども発達センター
〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地(ほいっぷ内)
TEL. 39-9200 FAX. 47-0911
- 3) 総合福祉センター「あイトピア」
〒440-0055 豊橋市前畑町115番地
TEL. 57-2601 FAX. 52-1112
- 豊橋市社会福祉協議会
〒440-0055 豊橋市前畑町115番地
TEL. 52-1111 FAX. 52-1112
- 4) 八町地域福祉センター
〒440-0806 豊橋市八町通五丁目9
TEL. 52-1341 FAX. 52-8046
- 5) つつじが丘地域福祉センター
〒440-0853 豊橋市佐藤五丁目22-16
TEL. 64-4510 FAX. 64-4511
- 6) 大清水地域福祉センター
〒441-8133 豊橋市大清水町字大清水546
TEL. 25-6141 FAX. 25-6522
- 7) 牟呂地域福祉センター
〒441-8087 豊橋市牟呂町字内田22-2
TEL. 31-8885 FAX. 31-6330
- 8) 豊橋ゆたか学園(障害児入所施設)
〒440-0845 豊橋市高師町字北原1-104
TEL. 62-0112 FAX. 66-0986
- 9) 愛知県立豊橋特別支援学校
〒440-0841 豊橋市西口町字西ノ口25-10
TEL. 61-8118 FAX. 63-5783
- 10) 豊橋市立くすのき特別支援学校
〒441-8124 豊橋市野依町字上ノ山3番地の2
TEL. 29-7660 FAX. 25-1007
- 11) 豊橋聾学校
〒441-8141 豊橋市草間町字平東100番地
TEL. 45-2049 FAX. 47-7545

- 12) 岩崎学園(障害児入所施設)
〒440-0022 豊橋市岩崎町字利兵71
TEL. 61-2062 FAX. 62-7235
- 13) 豊橋市障害者軽作業訓練室(地域活動支援センター)
〒440-0055 豊橋市前畑町115
TEL. 52-3062 FAX. 57-2596
- 14) 明生会館(盲人ホーム・点字図書館)
〒440-0874 豊橋市東松山町37
TEL. 54-4812 FAX. 52-2634
- 15) 愛知県東三河事務所
〒440-8515 豊橋市八町通五丁目4
TEL. (代)54-5111 FAX. (代)53-1379
- 16) 愛知県東三河福祉相談センター(愛知県東三河児童・障害者相談センター)
〒440-0806 豊橋市八町通五丁目4(愛知県東三河総合庁舎)
TEL. (代)54-5111
- 17) 豊橋年金事務所
〒441-8603 豊橋市菰口町3-96
TEL. (代)33-4113 FAX. (代)33-3411
- 18) 豊橋税務署
〒440-8504 豊橋市大国町111
TEL. (代)52-6201
- 19) 豊橋警察署
〒440-8503 豊橋市八町通三丁目8
TEL. (代)54-0110 FAX. 54-9970
- 20) 愛知県名古屋東部県税事務所豊橋駐在室
〒441-8077 豊橋市神野新田町字京ノ割18
TEL. (代)32-6771 FAX. 32-6648

保護者の欄

氏名

続柄

現住所 豊橋市

保護者となった年月日

年 月 日

福祉事務所の長
又は町村長の印

本人の欄

現住所	転入年月日	福祉事務所の長 又は町村長の印

本人の欄

現住所	転入年月日	福祉事務所の長 又は町村長の印
豊橋市		
今橋町1		

障害名

糖尿病性腎症による
じん臓機能障害(家庭生活
活動制限)⑥ (じん臓3)
⑦ 脳

血管障害による
左下肢機能の著しい障害
⑥(下肢4-4)⑦

※〇〇機能障害 平成〇
〇年〇月要再認定⑧

身体障害者手帳

写真

豊橋市
第 100 号 ①

身体障害者
等級表に
よる級別 2 級 ②

旅客鉄道
株式会社旅
客運賃減額 第 1 種 ③

平成 5年 5月 5日交付 ④
平成 20年 4月 1日再交付 ⑤

氏名 豊橋 太郎

生年月日
昭和 28年 1月 1日生

豊橋市
之 印

- ① 手帳番号 (豊橋市第100号)
あなたの身体障害者手帳の番号です。豊橋市以外で発行された手帳(愛知県・名古屋市等)をお持ちの方が、豊橋市に居住されている間に再交付をうけると、手帳番号が変わります。
- ② 級 (2級)
総合的な等級です。
- ③ 種別 (1種)
主に交通面での割引(電車・バスの割引, 有料道路障害者割引等)の際に基準になるものです。
- ④ 交付年月日 (平成5年5月5日交付)
身体障害者手帳が交付された日です。その後に等級変更・忘失などで再交付をされている方は、一番最初に身体障害者手帳が交付された日です。
- ⑤ 再交付年月日 (平成20年4月1日再交付)
最近に身体障害者手帳が交付された日です。一度も再交付されていない方は、この年月日は記入されていません。

- ⑥ 障害名
あなたの障害の内容です。原因となった疾病・外傷名と障害の程度が記載されています。
- ⑦ 障害内訳
あなたの障害の内訳です。身体障害者福祉法の等級表のどこに該当するかを表しています。
例: 体幹2-1=体幹機能障害2級の1(2級の中で1番重いことを表しているわけではありません。)
福祉サービスの中には、この等級を基準にするものもあります。
- ⑧ 「〇〇機能障害 平成〇〇年〇月要再認定」
障害の状況が変わる可能性のある場合に記載されています。年月等が記載されていますので、その年月が近付きましたら、医師の診断の上、診断書を提出してください。

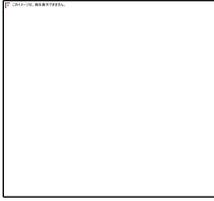
療育手帳		本人		判定の記録		(予備欄)	
写真	愛東三児 ① 第 99999 号 平成15年 4月 1日 ② 交付 平成 年 月 日 ③ 再交付 旅客鉄道株式会社 運賃減額 第1種 ④ 判定区分 A ⑤	住所	豊橋市今橋町1番地 電話 0532-00-0000	判定区分	A		⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ④
	電話		身体障害	級			
	保護者 氏名 続柄 △△□□ 父	本人に同じ	判定年月日	平成15年 4月 1日			
		電話	次の判定年月	平成20年 4月			
住所 電話	氏名 続柄 △△××	判定機関	愛知県東三河児童・障害者相談センター				
		旅客鉄道株式会社 運賃減額	第1種				
ふりがな 氏名 △△××	平成 3 年 3 月 3 日生 女			愛東三児第99999号	氏名 △△××		
愛知県				①			

- ① 手帳番号（愛豊橋児第99999号）
 あなたの手帳番号です。発行時の機関と番号で手帳番号となります。
 ○愛知県東三河児童・障害者相談センター
 （18歳未満…「愛東三児」、18歳以上…「愛東三者」）
 ○愛知県豊橋児童相談所（統合前）…「愛豊橋児」
 ○愛知県心身障害者更生相談所（統合前）…「あいしん」など
- ② 交付年月日
 療育手帳が一番最初に発行された日です。
- ③ 再交付年月日
 最近に療育手帳が交付された日です。一度も再交付されてない方は、この年月日は記入されていません。
- ④ 種別
 主に交通面での割引（電車・バスの割引、有料道路障害者割引等）の際、基準になるものです。
 基本的に 第1種…障害者本人 + 介護者1人割引
 第2種…障害者本人のみ割引
 （条件はサービスそれぞれで異なりますので、詳しくはそれぞれのページをご覧ください。）

- ⑤ 判定区分
 判定を受けた際の結果です。A・B・Cの3段階に区分されています。
- ⑥ 身体障害
 身体障害者手帳をあわせてお持ちの方は、その障害内容が記されています。
- ⑦ 判定年月日
 愛知県東三河児童・障害者相談センターで判定が決定された日付です。
- ⑧ 次の判定年月
 次回、判定を受けていただく年月が記載されています。
 「特に定めない」と記載のある方は、ご本人の状態に変化がなければ、次回はありません。
- ⑨ 判定機関
 判定を受けた機関名です。豊橋市にお住まいの方は通常、愛知県東三河児童・障害者相談センターが記載されています。

《障害者マークの紹介》

障害者のための国際シンボルマーク



○ 国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採用されたものです。

※ 車に張る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんのでご注意ください。

※ 車いす販売店やホームセンター等で扱っています。
障害福祉課でお渡しするものではありません。

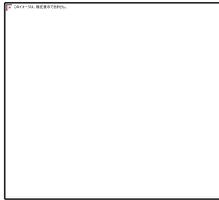
<問合せ先>

財団法人日本障害者リハビリテーション協会

電話 03-5273-0601

FAX 03-5273-1523

身体障害者標識(障害者マーク)



○ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識(障害者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については努力義務となっています。

<問合せ先>

豊橋警察署交通課

電話 (代)54-0110

聴覚障害者標識



○ 聴覚に障害のある方が運転する車に表示する標識(マーク)で、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

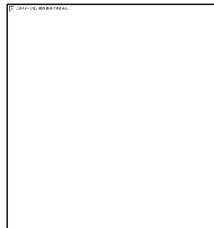
このマークの表示は義務付けられています。

<問合せ先>

豊橋警察署交通課

電話 (代)54-0110

盲人のための国際シンボルマーク



○ 視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。

このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。

<関連団体>

世界盲人連合(WBU)

耳マーク

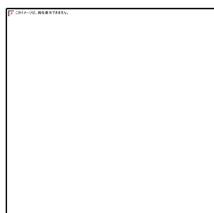


- 聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときに、ラベルを申請書、預金通帳、診察券などに貼り、胸にはネームプレートを付けます。

<問合せ先>

特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会
FAX 052-766-6283

ほじょ犬マーク



- 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。
身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。
「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。
お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

<問合せ先>

厚生労働省社会参加推進室
電話 03-5253-1111

オストメイトマーク

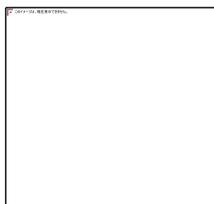


- 人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

<問合せ先>

社団法人日本オストミー協会
電話 03-5670-7681
FAX 03-5670-7682

ハートプラスマーク



- 「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)の障害のある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。
このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。
- ※ このマークは、内部障害の方が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。

<問合せ先>

内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会
電話 186-080-4824-9928
E.mail info@heartplus.org

障害者雇用支援マーク



- 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与される認証マークです。

<問合せ先>

公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター

電話 052-218-2154

FAX 052-218-2155

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)



- 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

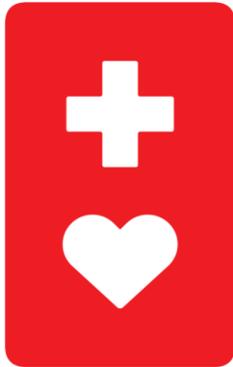
<問合せ先>

岐阜市 福祉部 福祉事務所 障がい福祉課

電話 058-214-2138

FAX 058-265-7613

ヘルプマーク



- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が身に付け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

<問合せ先>

愛知県 健康福祉部 障害福祉課

電話 052-954-6294

FAX 052-954-6920

《くらたあの内容の変更について》

平成31年1月 ○ふろくに《くらたあの内容の変更について》を追加しました。

○10頁の自動車税減免の申請に必要なものを修正しました。

内容

身体障害者と生計を一にする者が運転する場合で、運転者と障害者が同一世帯ではない場合に自動車税減免申請書等に生計同一証明書と障害者、自動車の所有者及び運転者それぞれの住民票を添付するところ、住民票の添付を不要としたこと

 豊橋市

発行

令和元年6月

豊橋市役所 福祉部 障害福祉課

TEL. 0532-51-2345 FAX. 0532-56-5134

e-mail. shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp

※毎年度、最新版は市役所のホームページに掲載します。
「くらたあ」で検索してみてください。

※障害者福祉会館「さくらピア」、とよはし総合相談支援センター
「ほっとぴあ(あいトピア内)」でも配布しています。

くらたあ

